

## 議事日程第2号

平成29年3月8日(水曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番～7番)

町長の施政方針に対する質問(1番)

### 出席議員 (12名)

議長 大沢 まり子	1番 奥村 雄二	2番 安藤 信治
3番 伏屋 光幸	5番 高山 由行	6番 山口 政治
7番 安藤 雅子	8番 柳生 千明	9番 山田 儀雄
10番 加藤 保郎	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男

### 欠席議員 (なし)

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 加藤 暢彦
民生部長 山田 徹	建設部長 伊左次 一郎
企画調整 担当参事 森島 嘉人	教育参事兼 学校教育課長 田中 秀典
総務防災課長 須田 和男	企画課長 小木曾 昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 可児 英治	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷 和宏
税務課長 若尾 要司	住民環境課長 若尾 宗久
保険長寿課長 高木 雅春	福祉課長 佐久間 英明
農林課長 石原 昭治	上下水道課長 大鋸 敏男
建設課長 筒井 幹次	会計管理者 水野 嘉博
生涯学習課長 亀井 孝年	

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各務元規	議会事務局 書記 金子文仁
-------------	------------------

## 開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 谷口鈴男君、1番 奥村雄二君の2名を指名いたします。

---

## 一般質問及び町長の施政方針に対する質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

町政一般に対する質問と町長の施政方針に対する質問の通告がありましたので、それぞれ受け付け順序に従って発言を許します。

なお、一般質問と施政方針に対する質問がある方は、一般質問の後に町長の施政方針に対する質問を行ってください。

また、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

おはようございます。

1番バッターとして一般質問をさせていただきます。

私の質問のほうは、消防団員の消防力の強化と年報酬の見直しについてです。

この中で2点、質問の要旨としましては、災害支援団員の積極的な再任用による消防力の強化と組織の再編、それからもう1点が多様化、広域化する消防団活動を勘案した年報酬の見直し、以上の2点でございます。

一般質問に入る前に、きょう、私の質問により、消防団員の確保や組織力等について多くの問題を今御嵩町の消防団が抱えているということ、行政の方はもちろんですが、我々議会、傍聴席の皆様にも少しでも御理解、御認識がいただけたら幸いです。

では、これから質問に入りたいと思います。

まず最初に、災害支援団員の積極的な再任用による消防力の強化と組織の再編という点でございませう。

昨年12月22日、皆さんも御記憶だと思いますが、糸魚川市の大火、これは日本海沿岸地域特有のフェーン現象による最大瞬間風速二十数メートルの南からの強風にあおられるという最悪な気象条件が重なったものでありました。

報道によれば、飛び火による延焼家屋約150棟、焼失面積、ちょっとこれは4万とか7万というような数字が出ていたんですけど、焼失面積は建物のことかもしれませんですけど、7万平方メートルにも及び、鎮火までに約30時間かかったようです。近代まれに見る大災害であったということでした。

また、昼間だったということで、幸いにも消防団員を含む十数人のけが人ということであったことが唯一の救いであったように感じております。

その糸魚川市では、出火から約1時間半後に新潟、富山、長野の近隣自治体へ応援を要請しました。130台以上の消防車や民間のミキサー車なども投入されました。木造家屋の密集地であったこと、強風により短時間で燃え広がったことにより、消火活動が後手に回ったとの見解を示していました。

また、同市の消防長は、地元消防の対応力を超えていた。この火災について、消防力がこの火災に対して小さかったと記者会見で述べておられます。

私は、同市の見解や消防長の言葉をまさに対岸の火事とせず、大規模火災に対する広域的な応援体制、消防組織のあり方など、消防力について新たな教訓を与えてくれたものと受けとめています。

一方、御嵩町では、昨年2月、糸魚川よりちょっと前ですけど、夕刻に中地内で発生した建物火災は、空き家2軒を含む住宅が6棟焼失しました。これも御嵩町では近年ない大火災でありました。消防署の到着時には、2棟、3棟、4棟と燃え広がり、近くの竹やぶへの飛び火もあったようです。消防署、消防団の必死の消火活動により、最小限の被害に食いとめることができました。しかし、消防署の初期消火が間に合わず、火災が拡大すれば地元消防団の力なくして延焼を食いとめることが困難ではなかったかと、改めて消防団の組織として担う役割や責任の重さを痛感した次第であります。

万一、このときに強風、異常乾燥といった糸魚川市と同じような気象条件が重なっていけば、地元消防団の力なくして延焼を食いとめることが困難ではなかったかと、改めて消防団の組織としての担う役割や責任の重さ、これも痛感させていただきました。

そこで、御嵩町消防団では、最近、新入消防団員の確保というのが年々困難になってきてい

ます。町外の会社に勤め、昼間の火災等に駆けつけることができない団員や、勤務等の関係から消防団活動にほとんど参加できない団員が多数あるように聞き及んでおります。この状況は、緊急時に求められる人的戦力の絶対数の不足、すなわち人的な、先ほど申しました消防力の低下を招くことになるのではないのでしょうか。

そこで、町では条例により、基本団員の確保が困難であるときに限り、定員 170 名の範囲内で、団員経験が 5 年以上などの条件を満たす、退団した O B を災害支援団員として再任用することを認めています。

この災害支援団員は、災害発生時のみ出動し、消防団の消火活動等のサポーター的な役割を担っており、いわゆる人的消防力の底上げに大きな力を発揮しています。

消防団では、大方の団員が 35 歳から 40 歳前後までに退団をしてしまい、この若い年齢での退団が団員の確保をより一層難しくしている一つの要因となっています。結果、高い消防力を備えた有能な消防団 O B が町内に多く存在するのも事実であります。

消防団員の確保と人的消防力のさらなる底上げのため、この有能な消防団 O B の方々を現在の 170 名定員や年齢にこだわらず、災害支援団員として積極的に再任用できる仕組みについて、現役の消防団を交えて話し合い、より確かな人的消防力、御嵩町消防団の力を備えた消防団を目指した組織の再編に取り組むべきと考えていますが、いかがでしょうか。これが、まず最初の質問の 1 点です。

続きまして、多様化、広域化する消防団活動を勘案した年報酬の見直しについてですが、私の消防団員時代にも感じていたことなのですが、大変高度な消防力を備える常設消防署の存在こそが、皮肉にも消防団員としての自覚、責任、自負といった古きよき時代の消防精神、消防団魂を衰退させてきている一つの要因になっているのではないのでしょうか。

しかし、少人数の常設の消防署のみでは到底対処できない大規模火災、山林火災、風水害、特に大地震が発生すれば、ほかならぬ、真っ先に消防団の組織の力が町民の皆さんから求められることは言うに及ばないところです。

また、少しちょっと厳しい言い方かもしれませんが、消防団には町民の皆さんの求めに応えるべき責任があると私は考えております。

防火、防災、減災、自助、共助、公助という言葉とともに、今までは消防団が組織として自覚してこなかったような役割や行動が求められていることも事実であります。

このように、消防団としての果たすべき役割の多様化、課せられる責任の重さは、今後、ますます高まるのではないのでしょうか。

やりがいのある魅力ある消防団活動をどのように展開していくのか、消防団員として確固たる自覚と責任を一人一人にどう浸透させていくのか、組織としての課題は山積しています。

異常気象による豪雨災害、万一の大地震などについての近隣自治体との応援・支援活動の広域化、消防団の守備範囲はこれまで以上に広がってきています。

そこで、消防団員の年報酬ですが、報酬を上げれば人的消防力の底上げや山積する諸課題が少なからず解決するとは私は考えておりません。しかし、有為な消防活動に見合うだけの報酬はどの程度が適当なのか。近隣と比較しても、とりわけ低いわけではありません。しかし、防災・減災などの声が最近どんどん高まる中で、消防団の果たす役割の多様化、組織としての行為的に負うべき役割、責任等は、確実に広がり、重くなっているのではないのでしょうか。これらの状況を勘案し、いま一度、御嵩町の消防団にふさわしい年報酬等を他の自治体に先立って見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点について質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

おはようございます。

徐々に雪が降って大変驚いているんですが、やはり3月でも多少天候が、こうして寒さが戻って、また暖かくなると、それを繰り返しながら春が来るのかなということを改めて感じております。

安藤信治議員の質問にお答えするわけでありますけれど、まず答弁の前にお礼を申し上げたいと思います。

先日、5日に開催いたしました長瀬消防団長の藍綬褒章受章記念祝賀会には100名を超える参加者をいただきました。大沢議長を初め、議会からも非常に多数の議員の皆さんが参加をいただきましたこと、発起人といたしまして心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

この場で消防の、いわゆるこれまでの貢献者、理解者の皆さんのお話を聞きまして、いかに消防団への思い入れが強いのか、また消防団の重要性、そして団長の責任の重さということを多く聞くことができました。改めて消防の重要性等、また組織力の重要性をしっかりと考えさせられたという場になったような気がいたします。

安藤議員も消防団で活躍された一人ですので、大変その思い入れという部分では強いものがあるかと思えます。安藤議員や、これまでの団員の皆さんが支えたからこそ長瀬団長の御嵩町初の藍綬褒章、これから先、多分ないんじゃないかと言われているような重要な章をいただきましたということで、大変御嵩町としても名誉であると喜んでおるところであります。

今後、そうしたキャリアを積み重ねていかれる方の仕事のしやすいような形の消防団にして

いかなければいけないと、改めて思ったところでもあります。

それでは、答弁をさせていただきます。

昨年 12 月の糸魚川の大火災は、大変我々、町を守らなければいけない立場の者からしてみますと、衝撃の大きな火災でありました。地域的に言うと、かつては酒田の大火があったような地域ですので、少なくともあの日本海側では、一旦火災が発生すると、もう人の手では何ともならないというような状況になる可能性があります。

ただ、災害時のことを考えながら御嵩町を一回りしてみますと、例えば御嵩町中の一部、そして御嵩の町の中心部、また路地に入っていきようなところ、いろんなどころがありますが、少なくともあの糸魚川の条件よりもっと悪い条件のところは御嵩町には多々ございます。本当は町をつくり直し、区画整理のようなものをしながら、道路を広げ、家と家の間をあけていくということが一番いいのでありましょけれど、余りにも軒数も多く、また接続したような形での家屋が多々ございますので、一旦火災、もしくは災害となったら、この地域はどうなるであろうということを常に心配しながら見させていただいております。

質問は、まず第 1 点が災害支援団員として積極的な登用をすべきであるということでもあります。私もそのつもりでやっております。消防団員の不足というのは全国的な傾向、問題でもあります。潜在化しておりましたんで、なかなか皆さん、我々も含めて気がつかなかった部分がありますが、阪神・淡路大震災が起きまして、それによって消防団員の不足というものが顕在化してまいりました。平成に入ったころからということになるかと思えます。

原因として考えられますのは、郊外型の大店舗の増加によって町内の商店などが維持できなくなる。後継ぎができないという形で、若者が次のその事業を引き継ぎながら地域に貢献していこうという条件が整わないという状況が非常に多いと。

また、家内工業的な経営が難しくなってきた、本来なら小さな工場で機械をとめてでも消防団員として出ていってくれるという仕事をしている方も非常に少なくなってきた。

あと、地域での交流の希薄化があるかと思えます。地域交流が希薄化しますと、当然、人と人の関係が薄くなっていきますので、個人主義的な判断、おつき合いで行かなきゃいけないとか、一緒に住んでいるんだから頑張らなきゃいけないという思いを抱いてくれる人が非常に少なくなってきたということが言えるかと思えます。

それら原因、わかりやすく言いますと、例えばこの地域にあります J C であるとか、御嵩町の商工会青年部であるとか、かつて非常に活発であった青年団活動、非常に人員の確保に彼らも心を砕き、難しさに挑戦してくれまして、青年団は有名無実化していると、あるかないかすらわからないような状況ですので。若者がとどまっていなくて構成できないんだということではなく、価値観が変わってきたがために、なかなかメンバーを維持することはできない

と。

消防に関して言えば、大変苦勞なことも多いですし、危険なことも多いものですから、逆に嫌ってしまうといいますか、できればやりたくないという方のほうが非常に多いと。

私、いろんなイベントのときに消防車を持って行って子供たちに乗せろよと。5歳、6歳の子が乗ると、思い出に残って、いずれこの赤い車に乗りたいと、心の中にぴっとしみ込ませてくれると、何人かは消防団員になっていくという人も今後あらわれてくるだろうということで、なるべく近い位置に消防団というものはあるんだよということを知っていただくと。これは、10年かかって悪くなるものは、10年以上かけてよくしていかなきゃいけないわけですから、そのような方法で身近に存在を持っていくことということでもあります。

本町では、平成23年度から災害支援制度を導入しております。私自身はそれ以前から、団員の低下、また団員の勧誘が非常に難しいということは聞き及んでおりましたので、かなり前からこの制度の導入を提唱してまいりました。大変制度として組み込んでいくには時間がかかったわけでありまして、全国的なその制度が先行したのか、私自身が確認はしておりませんが、あの時代から言えば、私、議員の時代からそういうことを発言しておりますので、私のオリジナルだと今でも思っております。

団員がなかなか生まれてこない、また若年化して、経験者がある程度積んで離れてしまうということに御懸念がありますが、私もそれはいろんな地域の消防団に聞いてみましてわかっていることは、キャリアの積み重ねの、順番に役をやっていく年齢が非常に低年齢で御嵩の消防団は維持されていると。30過ぎれば一度退団して、その後、副分団長、分団長と役職が回ってくると。多分この近隣では、御嵩町のみがそういうキャリアにしておられると思います。これは行政の私らのほうから、かえてくれとかと言えることではありませんし、消防団でかえていこうとしても、今いる団員のキャリアになりますので非常に難しいと思います。そこをどう空間の分を補完していくかというのが災害支援団員であると、このように考えております。

このため、御嵩町の団員の平均年齢というのは非常に低いということが言えます。全国平均は40.2歳ですので、考えてみれば、10歳とは言いませぬけれど、七、八歳は若いんではないかというふうに考えております。そのジェネレーションギャップをどう埋めていくかというのが災害支援団員に求められるところなのかなということを思っております。

まず、一応の決め事から言いますと、災害支援団員については、一般の消防団員が基本的に引退という形、そのまま継続して支援団員になっていただく場合には異動という言葉を使いません。一度消防団を退団してから、間を置いて災害支援団員になる場合には、その災害支援団への入団という位置づけをしております。

現在の定数については、議員がおっしゃるとおり、170名です。この表を見て、私、気にな

っているところが、基本ライン、もともとこれは 40 名だったと私は記憶しております。この基本ラインが、1 分団が 35 人、2・3・4 分団が 34 人ということで、5 人ずつが災害支援団員を加えて 40 名に近くしてあるという状況であります。

170 名になったのは、基本的には女性消防団員を発足させましたので、ここで 10 名の定員増になっておりますけれど、内容については、少なくとも現役基本団員というのは 5 人減った状態で維持しているというのが現状であります。

基本的に私が考えたものは、40 名の基本団員は維持しつつ、支援団員については、やっていただけるのであればウエルカムの状態にしておくべきだろうということを思っておりました。

考え方としましては、行政の定数とか、定数はいろんなところで決まるわけでありまして、どちらかという後づけとか、これだけになったからこれだけの定数にするというやり方をすることが多いんですが、まさに消防団というのはそういうやり方をしていくことがいいのではないのかな。基本団員を 35 人、34 人に決めていきますと、誰か友達と 2 人なら入れるよという人でも、定数になってしまえば、そこでもう終わってしまうという可能性があるんで、入っていただけるんなら、それに対応を逆に定数のほうで合わせていくということのほうで現実的かなという考え方をしております。ある程度、本来は枠を持たせて、プラスアルファの部分は確保しておくというやり方が本当は消防団には向いているだろうというふうに思います。

ただ、ここで問題になるのは、消防団員、通常の訓練とか、現場での作業であるとか、それのみならず、それに対して行政としてある程度の補償や負担をしております。退職報償負担金であるとか、福祉共済制度掛金、そして公務災害補償、これらの負担を計算する場合に定数が基本になってきますので、ここは少し超えなければいけない。もしくは、毎年になるでしょうけれど、議会に諮った上で条例定数を変化させると、それしかないなということを思っておりますけれど、またこれは県や国を通して、私のほうからもこういう問題についての問題提起をしていきたいと、このように考えております。

災害支援団員は、私、なぜ制度としてつくるべきだと申し上げたかといいますと、火災の現場などへ行くと、いらいらとして見てみえる先輩がいっぱいお見えになります。その姿を見ていますと、このまま何にもせずに放置しておくのは、逆にもったいないなと。いろんな指示も、はっきりとはできない。ただ、ここから水をとれよというような形で、どこかの川や水路を塞ぐとか、そういう下準備のほうはしてみえるということで、この人たちにはんてんを渡すことによって十分な戦力になってくれるのではないのかという思いから、ある程度の資格、権限というものを与えた形のものをつくってあげれば協力がしていただけると。多分安藤議員の家にもはんてんそのものがあれば、現場に多分安藤議員も走っていかれるでありましょうけれど、た

だ、議員の立場では遠巻きに見ているだけということになるかと思いますが、やはり経験者というものは大切に、活躍していただける場を心置きなくできるようにしていくことは大切なことかと思えます。

災害支援団員について、先日もその方々と少し話をしましたけれど、やっぱり入退団式等、どちらか一つでもいいですけど、入退団式、もしくは出初めには、例えば女性団員と同じように災害支援団員として出席していただき、あの場に並んでいただくと。公的な立場で認められている立場だということを、やはり明確にすべきであろうと私自身は思います。余りいつも出てきてくれという話では、これまた大変でしょうから、そうした1年に1回、もしくは2回、正式な公式行事には出ていただくような形を整えていくのが、定員に入っているんですから望ましい。このような話をして、やはりそうしてもらえれば出ますよという、立ち話程度の話でありましたけれど、先日の集会で話をさせていただいたという経緯がございますので、今後、研究してまいりたいと思います。

次に、年俸制度についてであります。安藤議員がおっしゃるとおり、御嵩町は決して安いわけではございません。むしろ突出して、岐阜県内では加茂郡の手当の報酬が非常に高いということになっており、岐阜県全体でいきますと、御嵩町は県の全体の平均であります。これは出動に対しての手当も同じでありますので、現段階では報酬を上げるということは考えておりませんが、今後、消防団と話をしながら、必要であれば考えたいと、そのような思いであります。

ただ、現在は1回の出動について1,800円という報酬でありますけれど、逆に大きな火事でもあればいろいろ状況が違ってきますので、その場合の判断として、何時間も必要としたということであれば、これはちょっと考えなきゃいけないなということは思っておりますので、これもある意味、条例の改正まで含めて対応していかなければならなくなるかと思っておりますので、その点についても、その意思は持っているということをお伝えしたいと思います。

これまで消防団の要望というのは多くありましたけれど、少なくとも、時間はかかりましたが、御嵩町の消防団に対しては、私も災害のことも多くありますので、そういう懸念を抱きながら、消防団に頼るところは非常に多くありますので、でき得る限りの要望に応えてきたという立場でありますけれど、これからもそういう点についてはしっかりと応えることができるように、予算の確保も含めてこの場をおかりしまして約束をさせていただきたい、このように思います。

以上で、消防団災害支援団員についての安藤議員の質問にお答えをいたします。

[2番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

2番 安藤信治君。

## 2番（安藤信治君）

どうもありがとうございました。私より本当に消防団のことを理解してみえると、つくづく感じさせていただきました。

確かに定数、条例の関係がネックになるということと、それからこれは僕、きょう、町長から初めて聞いたんですけど、やっぱり災害支援団員として何も町の行事に参加しないというのも、どうも宙ぶらりんな状態で、やっぱりそういう声があってもしかりと思います。そういう部分も含めて本当に御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

それから年俸についても、私も年報酬のことしか、ちょっとあえて言わなかったんですけど、これは出動費が1,800円ということで、ちょっとしたぼやで行っても、それからこの間みたい、中の火事なんかは第3分団は朝まで、それこそ次の日までやっていたということで、そういった面も含めて町長が考えていただけるといような御答弁をいただきましたので、私の質問に対しては十分満足しております。

今後、執行部の皆さん、議会のほうも何とか消防団を本当に存続という、大げさかもしれないですけど、本当にこ入れをしないとなかなかうまく機能していかないような状態になっています。結構、先ほどちょっと言ったんですけど、消防団の中でも「いるの」という方が、よく言われる方があるんですけど、消防署はとにかく初期消火ですけど、一旦ちょっと広がったときには全く無力だということ。そういう現実はなかなかわかっていただけないという部分もありまして、そういうことも含めて、これから私もPRしていきたいと思えますし、行政のほうも何とかその辺にもお力をいただきましたというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

## 議長（大沢まり子君）

これで安藤信治君の一般質問を終わります。

続きまして、10番 加藤保郎君。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

## 10番（加藤保郎君）

おはようございます。

かねて通告しておきました関係につきまして、議長のお許しが得られましたので、これから一般質問をさせていただきます。

まず最初、土地利用についてであります。

東海環状自動車道可児御嵩インターが2005年に供用開始され、御嵩町にとっては最良な状況となり、グリーンテクノみたけ工業団地に企業が次々に進出し、よい効果を発揮して、完売

となりました。このことは、御嵩町の財政的にも明るい状況が見られております。

一方では、近年のインターチェンジ付近の可児市地内の商業施設の立地には目をみはるばかりであります。ゲンキー、カインズホーム、ファミリーカーショップなどを初め、最近ではオークワの大型商業施設が建設され、御嵩町の町民も少なからず、この地域にできた大型店舗の恩恵にあずかっていると思っております。

しかし、一方、町内に目を移してみますと、特に食料品関係の商店の閉店が見られ、唯一大型の食料品店としてバロー御嵩店が営業活動を継続しているのみであります。この「のみ」は、ラスパがありますので、ちょっと変更させていただきます。

このような状況の中で、可児御嵩インター付近、広見東部地域一帯で地権者がほぼ合意をして、約 19 ヘクタールの面積を商業地にしていこうとする流れの話がこの事業に関連する顔戸地区の住民から聞こえてきました。

この事業について聞けば、この付近の無秩序な市街地化への開発に対応することはもちろん、少子・高齢化が進む中で、今後の人口の減少をこの地域で最小限にとめ、魅力あるまちづくりのための事業展開を図ろうとするものであります。全体区域の中に御嵩町の行政区域も一部入れて、一団の土地区画整理事業として活用したいと聞いております。

しかし、この事業に対してよいことばかりではとの答えを聞きましたが、いま一度、詳しくその内容を掘り下げて聞いてみますと、大多数の地権者の方が将来的に田畑の耕作は、後継者の関係などでしたくない。流通団地や大型の商業施設の誘致を行い、この地域の活性化を図りたいというものであります。また、東海環状自動車道のアンダーパスを利用して、進入路を顔戸地区からも確保したいという考えであると聞いております。

このことにつきましては、昨年、28年12月の可児市議会の一般質問に対する中日新聞の記事によりますと、広見東部地区のまちづくり、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジに隣接する区域 19 ヘクタールは、商業開発に適した環境で、地元住民の理解もあるなど、土地活用の熟度が極めて高い。商業系の用途地域指定に向けて準備を進め、施設立地を誘導する。亜炭鉱廃坑の調査も進め、土地利用ができるか判断したいという市長の答弁が記事になっておりました。

また、1月末の名鉄広見線活性化協議会の最後の締めるときに、可児市長がはっきりとは申されませんでしたが、将来的な感じとしての広見線の活性化について、この地域のことについて話されました。

当該地域には顔戸地区の方で地権者としての住民の方もありますし、全体で1割程度見えるとのことでもあります。状況や今後についての対応等についての不安も抱いてみえますので、町の考え方、対応などをお聞きし、皆さんと今後について話をしていきたいと考えておる次第で

あります。

そこで、以下のことについて質問をさせていただきますので、御答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1点、これは建設部長のほうへお願ひしたいと思ひますが、このような可児市、御嵩町の両行政区域をまたいだ土地区画整理事業の事業認可は、法律に即して行われると思ひますが、どのような手続が必要ですか。

以下、3問ありますが、こちらにつきましては町長のほうから考えをお聞ひしたいと思ひております。

手続は別問題としましても、御嵩町の行政区域を含んでの事業でありますので、可児市の行政の執行部から何らかの説明、また事業に対する考え方などについての打診等はありませんか。

3つ目、御嵩町の行政としてどのような考えで対応しようとされていますか。例えば、今後、説明やら事業の打診等があった場合に、どのような考えで対応されようとしてみえるのか。

最後ですが、御嵩町の行政区域外ではあります、行政区域の境で大型の商業施設の立地がこのように盛んであります。このような民間主導の土地開発の現状について、御嵩町の商業の活性化、反面、この付近の優良農地としての農地の保全等を初め、本町の土地利用に対する考え方、例えば21号バイパス付近の土地利用については、行政では対応できない、民間に任せての商業施設の立地を考えるだけなのかということについて町長のお考えをお聞ひしたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

#### 建設部長（伊左次一郎君）

おはようございます。

町長が御答弁される前に、私のほうから加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問は土地利用と題され、東海環状自動車道可児御嵩インター東部で進められている商業施設誘致計画に対する本町の現状と考え方への御質問、4項目であります。先ほど1項目めということでございましたけれども、4項目、一通り私のほうから答えさせていただきます。

御質問の1点目、事業認可等の手続については、可児市執行部及び可児市議会議員お一人との面談の中では、区画整理事業へ向けて可児御嵩インターチェンジ周辺土地区画整理事業発起人会が立ち上がり、平成28年5月20日付にて区画整理事業技術支援要望書が可児市長へ提出されたことを確認しており、可児市側で土地区画整理組合設立への認可手続の前調査が始まるものと受け取っております。

したがって、市町をまたいでの通常の手続では、土地区画整理法第14条により、組合を設

立しようとする者7人以上が共同して定款及び事業計画を定め、施工区域を管轄する市町村長を經由して都道府県知事の認可を受ける必要があると認識しております。

また、これ以前に農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法及び農地法や、場合によっては都市計画法上の手続も必要になってくるものと思われま

御質問の2点目、説明や事業についての打診等があったのかについては、可児市執行部から可児市としての考え方に係る情報をいただいております、御嵩町側で道路の拡幅改良が必要となるとの説明を受けるなど、あくまで事務方同士の情報交換にとどまっております。

また、市議会議員が紹介される形で、本発起人会会長初め、役員の方々が本町に対しても支援と協力についての書面を提出されています。

この後、本事業については特に動き等はなく、静観をしており、可児市議会12月定例会での川上市議会議員の一般質問と、これに対する市長等の答弁を確認したまでとなっております。

御質問の3点目、町の考え方はにつきましては、可児市が土地区画整理事業の可否について事前調査に入る予定ですので、さらに具体化し、正式な協議の場が持たれないと何ともお答えできない状況と判断しております。

御質問の4点目、本町の商業活性化と優良農地の保全など、土地利用の考え方はにつきましては、昨年度より都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市マスタープランに着手しており、基礎的な調査が終わっております。

次年度は現状の解析をもとに土地利用を検討していくこととなりますが、本町では都市計画法上での行政主導とはなり得ないであろうと予測しておりますが、岐阜県とも協議しながら結論を出していくこととなります。庁舎建設を視野に入れた土地利用について考えていくこととなります。

また、こういった案件は、農振法や農地法の整合に時間を要すると同時に課題も多いようです。優良農地とはどのようなものか、人口減少という社会的状況下では、土地の状況と人のかわり方に疑問な点もありますが、都市マスタープラン策定の中で模索していきたいと存じます。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

それでは、加藤議員の質問にお答えをいたします。

私に対しては2番、3番、4番についての答弁ということですので、この点についてお答えをさせていただきます。

2点目は、実は3、4の質問に対する答弁の前提となると考えていただけますとありがたく

思います。

まず、この件に関して可児市長と私は立ち話ぐらい、挨拶をしながら、どうですかという程度のお話ということで解釈していただければよろしいかと思いますが、それ以上でもそれ以下でもございません。何ら打ち合わせみたいなことはしておりません。現段階では、御嵩町長と可児市長とのテーブルの上に何かが上がっているというものは何もありません。そういう意味では、まだまだ今後の課題であるという状況は認識はしておりますけれど、それがいつ始まるかどうなのかということもお答えできないという状態であります。

ただいまの部長の答弁の中にありましたように、事務方が「情報交換」という言葉を使っておりますし、市議会の議員とは「面談」という言葉を使っておりますので、ある程度の情報交換はできておりますけれど、具体的な形でのお話というのはほとんど何も聞いていないという状況であります。ただ、立ち話ぐらいですけれど、今まで数回、だめになったとか、また始まったとかといううわさはありましたけれど、これまで一度もだめになったという話はございません。昨年あたりが一番、ちょっと暗礁に乗り上げるかなというような状況のときもありましたけれど、これも基本的には詰めの段階で、かなりスムーズに進んでいる、普通に時間がかかっているというふうにお伺いしますし、そういう意味で私も受け取っております。

さて、次に私の考え方はどうなのかということですが、本町の立場は、御質問の土地区画整理事業の主は可児市であります。しかしながら、それは御嵩町が従であるという意味ではありません。主従の関係ではないということです。御嵩町は、私の現在の認識は、協力する立場にあると考えております。行政手続上、必要であれば、これには積極的に応えをしたい、このように考えております。

また、御嵩町側として投資が必要ということになれば、可児市も当然 19 ヘクタールの区画整理をされるわけですので、これもそこからの税収増で何年でペイできるのかと、見合う事業なのかということをお考えになっているところがありますので、御嵩町も 1 ヘクタールを若干切る面積でありますけれど、税収増には上がってくるでしょうけれど、駐車場になるのか、建物の一部が建つのか、それによっても変わってきますので、少なくともその時点の税収増が見込めるのであれば、それが何年分に当たるのかということも踏まえて基本を考えいくということになります。

これは立ち話の中でありましてけれど、可児市長も市民の税を使うんだから市民が納得できるような形、計算をするんだということもおっしゃって見えましてので、私自身も同じような立場をとっていかないと町民に説明がつかないということになるかと思っております。

お気づきの点も多くあって、例がいろいろ大型店の話が出ましたけれど、全国的な傾向として、これも確率の問題でありますけれど、インターチェンジができますと、その右と左という

のは、一般的に言う発展の差異がかなり大きく出てくるという傾向が多くあるかというふうに思います。

25年、それ以上前になるわけですが、自動車道のインターチェンジ、これがどこにできるかとおおむねわかっておりましたので、その周辺の開発をと考える地元の目的として、正式名称は記憶が定かではありませんけれど、広見東部青年部というのが発足いたしました。発展の差異を極力、要は最少にするために御嵩町の南西部、インター近隣、周辺のあるべき姿を考えるべきということで、私自身が行政や当時の議員さんに、また地元の当然商工会にも働きかけておりましたけれど、残念ながら反応してもらえなかったと、大変悔しい思いをしております。

ただ、広見東部とそういう話し合いができ、まちづくりでは考えられたとしても、均等に大型店が配置されたということにはならないのではないのかなということは私自身も今思っておりますけれど、何らかの形での協力関係があると、おもしろいまちづくり、地域づくりができたのではないかなと思っております。今でも本当に残念に思っております。

これは柳川町長にも、私はそういうことを提言したこともございます。誰が相手にするんだというような話になったんですけれど、それはいたし方ないというふうに思います。ただ、何か可能性があったのではないかということは感じております。

ただ、大型店の出店に関しても、可児市においても民間主導と私は考えています。行政としてその意思が上手に伝わっているということではないのかなと考えております。例えば、農振除外でやられた農地転用に対しては、そのエリアについては積極的に臨んでいますよという、いわゆる地域に対してのムードを市がつくっておみえになると、そう感じることはございます。

例えば、御質問の広見東部や、これは可児市の西部になるわけですが、坂戸地域などは、かなり積極的に農地から、いわゆる商業地に比較的安易にできると。逆に、私の知人の話を聞きますと、ほとんど不可能とされてしまうのが平牧地区、久々利地区、あの地域については農振除外、農転、かなり難しいと。市がまず書類を受け取らないような状況もあると、無理ですよと、最初から、というようなことも言っておみえになりますので、かなりそういう意味ではエリアとして可児市もお考えになっているということは、一般の出店者にも、ある意味意思の疎通ができていると。残念ながら、御嵩町ではそれはできていないということになるかと思いません。

優良農地と、また商業についてでありありますが、部長も言っておりましたけれど、いわゆる優良農地という定義が私にはよくわからないと。米がたくさんとれるところなのか、おいしい米がとれるのか、非常に管理が楽なところなのか、定義そのものがはっきりとわからないということになってしまいうんですが、現実を考えますと、例えば21号バイパスができたことによって沿線農地をかたくなに守るということは、現実感はないというふうに考えます。そうい

う意味で、可児市のやっておられるような積極性をどうアピールしていくかということも、ある程度御嵩町としても大切であろうと。

資本主義でありますので、その地域の状況が道路などで変わったならば、地権者等の経済行為、これをとめることはできないと私自身は思っております。

既に乱立ぎみでありますけれど、アパートの建設などが非常に顕著な例でありますけれど、これが虫食い状態になっていくという危険性というのは、既にいろんなところから御懸念が伝わってきておりますけれど、行政としてなかなかそれを禁じるというところまでいかないというのが現実でありますので、でき得れば、御嵩町の庁舎の問題もありますので、ある程度まとまった土地で利用していただけるような、そういう部分も考えていくべきであろうなということとは、今現在、感じているところであります。

ただ、アパートにちょっとヒントが隠されていまして、庁舎の視察に北方町へ皆さん行かれたはずですが。実は北方とか岐南町というのは人口がふえているんですね。なぜふえるのかと、これは住民が賢くなってきたと私は思っています。というのは、岐阜市で働く方々が、いわゆる都市計画税が北方や岐南町はあるのかどうか知りませんが、固定資産税であるとか住民税が安いということで、距離がそれほどあるわけではないので、岐阜市で働き岐阜市に住むより、北方や岐南町に住もうという方が非常に多く、またそのまま、土地でも割安感がありますので、非常にクレバーになってこられたというふうに思います。

御嵩町も実は土地についてもかなり安いですし、アパートについても可児市と違ってもう少し、1万円、1万5,000円は安いというところですので、住んでいただいているところははずだがなというふうに思うわけですが、残念ながら風評というものがあるんでしょうね、御嵩には亜炭鉱があると。可児市が今回の土地区画整理で亜炭鉱の調査もすると言っておられるんですけど、公にしてしまうとイメージとしてはどうしても悪くなるというのが亜炭廃坑でありますので、一生懸命埋めていますよという姿を見せながら、また人口対策等にも取り組んでいけば、若干違ってくるかなと思います。

ただ、今は商店については、小さな店舗を持たずして経営ができる時代になってきました。インターネット等で販売すれば大変な利益が上がるような時代になっていきますので、可児市のやり方と、また御嵩町の商いのやり方は違ってくるということでもあるかと思っておりますので、可能性を模索していきたいと思っておりますので、知恵をおかりしながら、よりよい御嵩にしてまいる所存でありますので、よろしく願いいたします。

〔10 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

10 番 加藤保郎君。

## 10番（加藤保郎君）

答弁のほうはありがとうございました。

2点、ちょっとお聞きします。

最初に部長の方へ、県の認可を得るためには、例えば可児市で都市区画整理事業についての回答を出すと、御嵩町でも行政的な回答を出して、両方合わせて県の認可を受けるという意味でありましようかという点がまず1点。

それから、もう1点は、今、町長が言われました、20年も前から広見東部地域のまちづくりについてはいろいろ検討委員会等を立ち上げて、いろんなビジョンを描かれたということはよく私も知っておりますが、ただ、今後、御嵩町がこのバイパスをいかに利用しようかと思っても、例えば柿田地区ですと顔戸までの20メートルは、あれは可児市の柿田なんですね。そうすると、そこから先しか御嵩町は絵が描けないというような問題もありますし、東へ行けば古屋敷地内が最初の御嵩町の行政区域にかかってくると思いますが、そこには入り口に、もうアパートが大きなものが建っておるといような状況もありますので、今後、庁舎建設等について一団の農地なり何なりを取得して、それなりの用地を取得して庁舎を移転という考えもあろうかと思いますが、そこら辺につきましては、また早期に検討する必要もあるんじゃないかなあというふうには思っております。その点につきましては、また後から質問があろうかと思っております。

ただ、広見東部地区のまちづくりの関係で描かれた絵が、今、皆さん方が、その地域の方が思ってみえる絵ではないと思います。当時は、やっぱり残すべきものは残す、提供するものは提供するというような絵だったと思っておりますので、そこら辺について町長は、御嵩町も、例えば顔戸地区についてどのように考えてみえるのかということ、もう一言、ちょこっとだけ聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

## 議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

## 建設部長（伊左次一郎君）

では、加藤議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど、私、回答させていただきましたのは、区画整理法上、市町をまたいで、例えば御嵩町と可児市さんのエリアの中で行う場合は、やはり知事の認可が必要になるということになりますが、可児市さんが可児市さんだけのエリア、御嵩町が御嵩町の中だけのエリアで行う場合につきましては、県の条例によりまして市町村で認可が可能になるというところもございまして、

先ほど通常の方法で行えばというふうにご回答させていただきましたのは、現状的に加藤議員もおっしゃってみえたように、東海環状のアンダーパスの部分は御嵩町になってまいります。

それが経路、道路として結構有益なものになってくるとなると、可児市と御嵩町と両方で区画整理をするという形になるであろうということで、通常の区画整理法の話をしていただいたということでございます。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

再質問にお答えをいたします。

一部御嵩になり云々ということでありますけれど、先ほど申し上げたように、それらも含めて可児市さんのほうでは、いわゆる税収増との比較ということで考えておみえになるとお伺いしておりますので、当然御嵩は、その交渉をするとしたら、御嵩の税収を基本として考えていくということになるかと思えます。

交渉事ですし、私は協力するほうの立場であるというふうに思っておりますので、かなりの額がアンダーパスを通していこうとするとかかるということは覚悟はしておりますので、その数字について検討が必要になってくると。

手続上、事務方の協力については、絵を描くであるとか、申請をする部分については最大限の協力をしていくということを考えています。

そして、今現在、顔戸橋の長寿命化をやっております。顔戸地区でなかなか、上に持つていくとか、下に持つていくとか、決まらなかったわけでありまして、多分現状でいったことによって違和感なく使っていただけるでしょうが、もう一本橋を、上流になるのか下流になるのかは別として、かけてやれば、また車等々の流れも変わってくると思えますので、そういうことに備えて、全体的な絵を可児市側から示していただいた上で御嵩町の絵を描かざるを得ないという現状がございますので、その点を御理解いただきまして、自分のペースでやっていく事業ではなくなってしまうので、その辺も御理解いただきまして、議員の皆さんにも御相談を申し上げて進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

[10 番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

10 番 加藤保郎君。

**10 番（加藤保郎君）**

土地利用の関係につきましては、また今後、どのような動きがあるかわかりませんが、その動きがあってから、また執行部の方と聞きたいことは聞かせていただいて物事を進めていきたいと思っておりますので、次の質問に入らせていただきます。

前回、9月に質問させていただいたときには選挙関係でしたが、そうしたら、即知事選挙で

期日前投票等を立派なものにしていただきまして、本当にありがとうございました。住民の方から聞きますと、ええ、こういうものか、こういうものは誰の発想だというふうなことも言われましたし、本当に職員の皆さんの英知を結集しての作品だと思っております、本当にありがたいことだと思っております。今後も投票率アップのために、また一考していただければありがたいと思っております。

きょうは、前置きはそれぐらいにしまして、情報公開について若干お聞きします。

顔戸の自衛消防会と防災会と自衛消防隊では、昨年度末、12月18日に顔戸区防災訓練を御嵩町消防団第3分団の協力のもとで実施をさせていただきました。その中の訓練項目で1項目設けまして、高齢者世帯の災害時要支援者の安否確認訓練というのを行いました。自治会長が福祉課と協力して作成しました災害時要支援者リストによって実施をしたわけでありまして。この名簿につきましては、平常時は役場の福祉課が所有、毎年のその世帯の異動状況等を自治会長に調査をさせて、災害時の要支援者の状況を把握するというものと聞いております。名簿リスト調査の公表など、コピーはだめとのことであります。

毎年交代となる自治会長や各組長、顔戸では組長と呼んでおりますが、ほかの自治会では班長とも言ってみえると思っておりますが、災害時要支援者を名簿等がなくても把握しているのが理想であります。年が経過することで状況の変化は当然起きてきますし、自治会内での触れ合いや近所づき合いの希薄化などが叫ばれる中で、個人情報保護のために災害時要支援者リストは、公開はもちろん、複写もだめとの資料では、実際の災害時にどれほど機能するか、それが疑問であると私は思っております。

そこで、質問をさせていただきます。

災害時要支援者リストは、住民全てに公開することはしません、自治会長や支援する住民、隣人や、その地区の組長となるわけですが、そういう方にはリストのコピー、緊急時の連絡先等が記入されておられると思われまますので、そういうものを緊急時にはすぐ対応していただけるように常に把握できるように配付はできないでしょうかということでありまますので、いろんな場所に該当すると思いまますので、副町長の答弁をよろしくお願いまます。

#### 議長（大沢まり子君）

副町長 寺本公行君。

#### 副町長（寺本公行君）

それでは、災害時要支援者リストの把握方法について、加藤議員の御質問にお答えします。

1年ぶりの一般質問の答弁でございますので大変緊張しておりますけれども、しっかりと答えさせていただきます。

東日本大震災においては被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割、

障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍と推計されているところであります。

他方で、消防職員、消防団員の死者、行方不明者は281名、民生委員の死者、行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となっています。

こうした教訓を踏まえ、平時より災害時における個々の要配慮者の避難支援を具体的に規定しておくため、災害発生時の避難行動について特に支援を要する避難行動要支援者の名簿作成等を市町村長に義務づけるとともに、あわせて名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう、個人情報保護条例との関係を整理することを目的に、平成25年に災害対策基本法が改正されました。

次から述べる4点が新たに法律に追記されたわけであります。

まず1点目、避難行動要支援者名簿の作成を市町村長に義務づけるとともに、その作成に必要な限度で個人情報の利用が可能になったこと。

次に2点目、平時から本人同意のもと、消防、民生委員、自主防災組織などに名簿情報の提供が可能になったこと。なお、実際の災害発生時では、本人同意を不要としています。

3点目、市町村において名簿情報を提供する場合、情報漏えい防止のための必要な措置をとること。

最後4点目、名簿情報の不当な漏えいを防止し、名簿制度の信頼性、実効性の確保を図るため、名簿情報提供を受けた者に対し守秘義務を課したこと。

以上、4点であります。

御嵩町では、高齢者、障害者等が災害時において地域の中で支援を受けられることを目的に、既に平成24年には御嵩町災害時要援護者支援制度実施要綱を策定しておりました。しかし、法律改正がなされ、その改正趣旨に基づき、要綱の名称も御嵩町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱に改めるとともに、災害時避難行動要支援台帳を自治会長、自主防災組織、民生委員、児童委員などの地域関係者に対して情報提供ができるよう、平成26年に改正しております。

また、御嵩町地域防災計画も平成26年に全面改定をし、要配慮者対策として要綱と同じ内容で規定をしております。

さて、この要綱に基づき、災害時避難行動要支援の対象者として、ひとり暮らし高齢者、在宅で介護保険の要介護3・4、または5の認定を受けている方、身体障害者手帳1級または2級を有する方などを認定しています。このうち、災害時において避難情報の入手、避難の判断、または避難行動をみずから行うことに困難を伴うことが予想され、かつ家族からの支援が望めないため、地域での支援を希望する方が災害時避難行動要支援者登録申請書を役場に提出します。この申請書に基づき、災害時避難行動要支援者台帳に登録しています。

さらに、この申請書には「記載された個人情報をも町の関係部署や警察署、消防署、消防団、自治会長、自主防災組織、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等へ情報提供することに同意します」といった記載があります。したがって、申請書を提出することにより、申請者御自身の個人情報を町の関係部署や警察署等の地域関係者へ情報提供することに同意していただいております。

また、地域関係者等は、災害時における支援の内容等を把握するため、台帳に基づき、要支援者への聞き取りなどを行い、要支援者ごとに御嵩町災害時避難行動要支援者個別支援プランを作成していただくこととしています。

これまで7自治会に個別支援プランを作成していただき、顔戸自治会においても平成24年度に作成していただいております。この個別支援プランについても、地域関係者等に対し、複写などの情報提供が可能であります。

このように、御嵩町においても情報提供は可能にもかかわらず、なぜ今回の加藤議員の質問に至ってしまったのか、説明いたします。

要綱に基づき、台帳及び個別支援プランの提供を受ける場合は、誓約書の提出を義務づけています。この誓約書の遵守事項の一つに、提供を受けた情報について、複写、複製、書き取りを行わないことと記載されています。このため、担当部署では、個人情報保護という観点から、台帳及び個別支援プランのさらなる複写はしないようにと指導したのが事実でございます。

マイナンバー法の施行など、個人情報の取り扱いについては厳格かつ慎重に、各職員に対し、私も注意する旨、常日ごろから申し伝えております。担当としては、誓約書に記載されている文面をそのまま厳格に解釈したわけでありまして。しかし、現場で混乱があったのも事実でございます。

したがって、今後、複写等を一切認めないということから、必要以上にといった緩和した記述に改めることとします。具体的には、提供を受けた情報については必要以上に複製しないことと、誓約書の遵守事項を改める要綱の一部改正を行います。

今後も、法の趣旨に基づき、本人同意、情報漏えい防止策の徹底を前提に、名簿情報を提供していくことが行政の責務であると考えます。と同時に、秘密保持が原則であり、万が一、情報漏えいした場合は守秘義務違反になるなど、情報提供を受ける方たちにも責務があることも改めて周知していきたいと考えます。

最後に、実際の災害発生時における要配慮者への支援活動をスムーズに行うことが非常に重要であります。ところが、家屋倒壊、道路寸断、余震などの想像を絶する状況下で、果たして情報提供された紙ベースの台帳を災害現場で開き、確認し合うことができるのでしょうか。かなり難しいのではないかと考えます。だからこそ、常日ごろからの情報共有訓練が必要だと思

ます。例えば、自治会長を初めとする自治会役員、防災リーダー、民生委員の方たちなどの地域支援者が集まり、災害時避難行動要支援者台帳の情報を共有できれば、会議の設定が一つの有効な手だてだと考えます。

加藤議員の地元にある顔戸地区は、既に個別支援プランを作成済みと聞いております。地域支援者同士の情報共有の場の設定、今、私が申しましたことなどを考慮していただき、さらなる自助・共助を進め、地域の防災力が高まることを期待し、以上で私の答弁を終わらせていただきます。

[10 番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

10 番 加藤保郎君。

**10 番（加藤保郎君）**

ありがとうございました。

最終的には、せめてリストのコピーなどをその誓約書に基づいて配付をするというような格好でやっていただければありがたいと思っております。

ただ、1点、個人情報保護条例というのがありますので、その資料提供について、そういうものがいろいろ団体があるわけですが、そこへなされないということで、今まで県下統一事業等として行ってきた事業が今回実施できないという団体があることも認識していただいて、今後、情報提供等については、情報提供が主であるのか、何が主であるかということを考えていただいて、今後、取り扱い等については慎重に行っていただければありがたいと思っております。

そういうことをちょっと申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで加藤保郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

午前10時23分 休憩

---

午前10時40分 再開

**議長（大沢まり子君）**

休憩を解いて再開します。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

## 11番（岡本隆子君）

それでは、通告してあります、大きく2点について一問一答方式で質問をさせていただきます。

1点目です。高齢者の移動手段についてというタイトルをつけましたけれども、町のコミュニティバスのあり方について質問をさせていただきます。

町内のあちこちでサロンが開設されるようになり、にぎやかなおしゃべりが展開されています。私もできる限り参加をしていますが、そのときによく話題になるのが高齢者の移動手段の問題です。

高齢者の自動車運転による事故がニュースで大きく取り上げられ、免許証の返上が取り沙汰されています。しかし、御嵩町では移動手段の選択肢が少なく、自主的に返上ができないのが現状ではないかと思えます。

やはり一番困るのが通院と買い物です。上之郷の方がふれあいバスを利用して病院に行くには、第1便でも御嵩駅に9時25分ごろにしか着くことができません。町内の病院ならよいのですが、電車に乗って可児市などの病院に行こうと思うと、それでは遅くなってしまいます。予約バスの第1便を1時間ほど、せめて30分でも早くしてもらえると利用しやすくなるという声をお聞きいたします。

また、帰りの時間については、最終の第9便が4時30分です。こちらも、もう1時間ほど遅くし、御嵩駅を5時30分ぐらいになると利用者にとってはありがたいことですし、また高校生が利用することができるのではないかと思います。

さらに、一番利用したい時間帯は朝晩です。一日の便数は9便としても、昼間の10、11時台の便数を減らして朝晩の便数をふやすことはできないのでしょうか。

次に、土曜日、日曜日の運行についてお聞きをいたします。

可児市のさつきバスは、月曜から土曜まで運行されており、現在は日曜の運行について検討中だと聞いております。

町内では、コミュニティバスの土・日曜の運行を要望する声も聞いております。バスを利用される人は、土・日に家族がいる方ばかりではありませんし、土・日に関係なく出かけたが、また土・日にイベントに参加したいなどの思いがあるからだと思えます。

また、観光という面から考えれば、鬼岩公園という停留所もあることから、名鉄電車を利用して御嵩駅まで来られた方が予約バスで鬼岩公園まで行くことができます。それをPRすれば、名鉄広見線の利用者増や、観光客の増につながることも考えられると思えます。

また、上之郷のぬくもりの家サロンでは、毎月第1・第3水曜日にコーヒーサロンを開いていらっしゃいます。現在、第3水曜日には町のバスの送迎があるということです。第1水曜日

は、サロンのスタッフの方が何往復も送迎をされています。

4月から新しくできる防災施設で毎週水曜と土曜日にサロンを開かれるということなので、土曜の運行を希望する声を聞きます。

以上のような理由から、土・日曜日の運行についてどうお考えになるのか、お聞かせください。

次に、ふれあいバスのみたけ・なか線についてお聞きをします。

利用者が平成26年度8,098人に対して平成27年度は6,974人と、1,124人減少しています。年間の運行費が900万円近くかかっていることを考えると、今後、バスの買いかえが迫っている中で、より利便性の高いものにしていけるようなことを町として何か考えておいででしょうか。

最後に、運行料金に対する補助について質問をいたします。

先日、上之郷公民館で開かれた保険長寿課主催の「100歳まで元気に御嵩町で暮らし続けるために」では70名以上の参加がありましたが、どのグループでも移動手段のことが話題となっていました。ぬくもりの家サロンに参加したいが、毎回、往復400円の負担が大きいということも話題になりました。これはほかのグループの方々からも出ていましたし、ほかの方からも聞いていたことです。

御嵩町では、介護予防事業でみたけ健康館、にこにこ館での筋トレや、自主運動教室などでは、委託により希望者に対してドア・ツー・ドアの送迎サービスがなされています。介護予防という視点で考えるなら、生きがいとしてサロンに出てくる方に対して回数券の補助か、運賃に対する補助などを考えてよいのではないかと思います。お考えをお聞かせください。

移動手段については、あちらこちらでさまざまな意見が出され、住民の生活に直結している問題だと考えさせられます。

伏見地区では、こどもまつりなどボランティア活動に参加したいが、そこに行く足がない。今は運転できる人が乗せていくが、自分も高齢になるし、事故を考えると怖いので、何かそういうときだけでも町で送迎できないかという声も聞いています。地域によって随分移動手段については課題が違ってきております。

私は当初は移動手段につままして、住民が登録制やNPOをつくってボランティアで、行政ができない、足りない分を送迎することができないだろうか、他地区の事例を調べながら考えてみました。

しかし、今後、ボランティアの高齢化や、地域による意識の格差、事故の可能性などを考えると、やはり移動手段に関しては、ある程度のところまでは行政の責任として取り組むべきことではないかと考えるようになりました。

高齢社会において住民は行政ばかりを頼りにしないで、できることは自分たちで支え合っていかなければならないという意識は随分持っておられるように感じています。しかし、移動手段については行政が責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

私はこの通告書を提出しましてから、予約バスのかみのごう線とふしみ線を利用してみました。ノーマイカーデーにみたけ・なか線を利用しているので、工業団地・南山台線以外は全部利用したことになります。これを利用した感想としましては、私は割と便利なところに住んでおり、バス停にも近いこともありますけれども、予約バスは想像していた以上に便利だと思いました。

そして、その利用する中で多くの利用者の方にお会いして、それぞれからお話を聞きました。利用者の方は生活の一部として利用されているだけに、それぞれがもっとこうなったらいいなあという思いを持っていらっしゃると思います。

今ある御嵩町のコミュニティバスの仕組みについて、さらに使いやすいものになればとの思いから、今回、コミュニティバスについて質問をいたしました次第です。

もう一度質問をまとめてみますと、1つ目が、第1便の時間を早くし、第9便の時間を遅くすることができないのか。

2番目として、トータルの便数は同じでも朝晩の本数をふやすことなど、さらに利用しやすくする見直しができないのか。

3番目、御嵩町コミュニティバスの土・日運行についてはどう考えるのか。

4番目、みたけ・なか線の今後の考え方はどのようなものであるのか。

5番目としまして、介護予防として生きがい支援サロンに来る高齢者へのバス代の補助が出せないものだろうかという点で、以上5点、よろしく御答弁をお願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

総務部長 加藤暢彦君。

**総務部長（加藤暢彦君）**

それでは、岡本議員の質問にお答えをさせていただきます。

私のほうには高齢者の移動手段についてということで、主にふれあいバス、ふれあい予約バスについて4つの質問をいただいております。

平成25年4月に町内の全ての路線で経路や時刻表が決められたふれあいバスのみの運行から、利用者が利用時間帯と乗降バス停をあらかじめ予約をして乗車するデマンド交通としてふれあい予約バスを導入し、全体のバス交通体系を大きく見直しをいたしました。

バス車両でのふれあいバスは、御嵩地区、中地区を中心とした運行として、またタクシー車両を使ったデマンド交通によるふれあい予約バスは、上之郷地区、伏見地区を中心とした運行

として新しくスタートしました。これによりまして、ふれあいバスとふれあい予約バス、ともに平日の毎日運行を実現し、運行本数も大きくふやして、町内の輸送、移動サービスを向上させております。

また、名鉄御嵩駅をふれあいバスとふれあい予約バスのそれぞれの起点と接続点として、名鉄広見線への利便性も向上させたところでございます。

平成 25 年 4 月以降も自治会や利用者などのニーズをお聞きしながら検証し、必要な改善を行ってまいりました。例えば、ふれあい予約バスは、翌年の平成 26 年 4 月にはバス停 24 カ所の新設、それから運行本数を 2 路線、これはかみのごう線、ふしみ線でございますが、各 1 本の増便を行い、また予約時間を、当初は出発開始 1 時間前からというルールがございましたけど、こちらを出発 30 分前までに予約するというふうに短縮するというようなこともさせていただき、さらなる輸送、それから移動サービスの向上に努めてまいりました。

ふれあい予約バスにつきましては、2 路線とも利用者が増加しており、かみのごう線は、平成 27 年度 5,074 人、対平成 25 年度比で 1,046 人増、率にして 138.3%、それからふしみ線は、平成 27 年度 3,737 人で、対平成 25 年度比は 857 人増、率にして 129.8%となっております。

一方、ふれあいバスは 4 路線とも減少傾向になっており、御質問のみたけ・なか線は、平成 27 年度 6,974 人で、対平成 25 年度比で 547 人の減、率にして 92.7%となっております。

このことを踏まえまして、岡本議員質問の 1 番目、ふれあい予約バスかみのごう線の第 1 便を早くし、第 9 便を遅くすることはできないか、2 番目、トータルの便数は同じでも朝晩の本数をふやすなどの見直しはできないか、3 番目、土曜、日曜の運行についてどう考えるかについてお答えをいたします。

御質問のふれあい予約バスかみのごう線の第 1 便は、午前 8 時 30 分、御嵩駅発ですが、時間的に見ますと、やはり病院への通院であったり、あるいは高齢者生きがい施設など、公共施設への移動利用者の方が多いと思われれます。

一方で、第 9 便は午後 4 時 30 分、御嵩駅発ですが、この第 9 便を含め第 1 便以外の 8 便は、第 1 便に比べて大きく利用者数に違いがあります。平成 27 年度の実績では、第 1 便は年間 1,481 人ですが、そのほかは多い便で第 8 便の 627 人、少ない便では第 6 便の年間 301 人というふうになっております。

御提案のありました、朝 1 便を早くし、夕方 1 便を遅くすること、あわせて昼間の 10 時台、11 時台の便を減らすことということでございますが、早朝は公共交通事業者にとって通勤などの時間帯でタクシーとしての利用の便数が多く、デマンド交通として早朝の運行は可能かどうか、現在のタクシー交通などの移動手段では不十分なのか、どこまで対応する必要があるかなど、交通事業者とともに調査・検証する必要があります。

また、土・日運行につきましては、自治会などからの要望はいただいておりますが、町政の便りなどによる要望はいただいております。

デマンド交通は予約による運行のため、運行距離や乗車時間が短くなる反面、発車時刻の30分前までに予約が必要なこと、到着時刻が変化すること、乗車人数が制限される場合もあることなどの特性を踏まえ、既存のタクシー事業との役割分担を十分考慮し、1運行当たりの乗車人数、乗り合い率を念頭に入れながら、今後も利用者の方、高齢者の方を初め、自治会役員、さらには交通事業者への意見聴取を行い、町民が組織します、ふれあいバス等公共交通研究会での議論も踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

次に、4番目の質問でございます。利用者が減っている中、みたけ・なか線の今後の考え方についてでございます。

ふれあいバスみたけ・なか線について、先ほど利用状況をお伝えしたとおり、減少傾向になっております。バス停ごとに見てみますと、平成27年度と平成25年度との比較で、バロー御嵩店のバス停で年間708人減少しております。続いて住宅団地、これは大庭台と南山台でございますけど、こちらのバス停の利用も減少しておるという状況でございます。

ふれあいバスみたけ・なか線は、正回りと逆回り、全7便ございまして、定時定路線のコミュニティバスとして運行しておりますが、なぜ減少となっているのか、運行時間や運行経路などがニーズに合っているのかどうかなど、利用者の方や高齢者の方を初め、自治会の方など町民の方に意見を伺い、まずは検証が必要と考えております。

いずれにいたしましても、交通事業者と運行について協議し、バス停やルート、それから時刻表などを変更する場合には公共交通会議を開催し、これを承認いただかないとできないということでございますので、関係機関との協議も必要ですし、どういう変化があるのかも含めてしっかりと見た上で、できること、できないこと、行政として行う必要があること、地域の方たちで可能なこと、支えることなどを整理しながら進めていく必要があります。

交通弱者の方への必要な足の確保、高齢者の方など、町民の日常生活を支える重要な交通手段として、ふれあいバス、ふれあい予約バスの運行を実施し、その運行体制の中で観光での活用を図っていくことも基本に、今後も持続可能な運行とするため、効率的な運行とその経費を十分に念頭に置きながら、地域公共交通としてのバス運行の改善を図ってまいります。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

**議長（大沢まり子君）**

民生部長 山田徹君。

**民生部長（山田 徹君）**

私からは5つ目の御質問、介護予防としてサロンに来る高齢者へのバス代の補助が出せない

かについてお答えいたします。

現在、御嵩町内ではサロン運営があつと訪夢や上之郷公民館、老人憩いの家など公的施設で行い、広く対象者を受け入れるものから、自治会の公民館や個人宅などで周辺の方々を対象にして行うものまで、住民が主体となってさまざまな形で行われております。

このうち、上之郷でのぬくもりの家サロンでは、上之郷地区の北や東部の地域からふれあい予約バスや自家用車を乗り合わせで来場される方も多いと聞いております。また、中地区や伏見地区からの参加もあるようです。

現在、御嵩町が運行しているふれあいバスの料金は、1乗車100円、ふれあい予約バスは、1乗車200円です。この金額は、高齢者等の交通弱者に配慮した金額設定がなされているところ です。

ふれあい予約バスに関して言えば、小学生、第1種障害者及び介護者、第2種障害者の方は、障害者手帳を提示することにより100円に減額されるようになっています。

岡本議員から御質問がありましたサロンに来る高齢者へのバス代の補助をどのように行えるかと考えますと、ふれあいバス、ふれあい予約バスの高齢者用の定期券の新設について、公共交通担当部局と調整することや、回数券購入者に補助することなどが考えられます。

しかし、一方で、補助するのはサロンに行く方だけでいいのかということについても考える必要があります。他市町村の中には高齢者などの社会参加を目的に交通費の助成事業を行っている自治体が多くありますが、高齢者の定義も65歳以上、70歳以上、75歳以上とさまざま、助成する金額もさまざま、地域の交通事情や世帯の自動車免許の保有状況に応じた区分を設定している例もあります。

担当といたしましても、今後の高齢者福祉施策では高齢者の移動手段の確保支援が重要な課題だと考えますが、バス代補助などの現金給付や一律的な施策だけではなく、高齢者が抱える個々の生活課題や移動支援に関するニーズに柔軟に対応できる体制づくりも必要だと考えています。

この4月からスタートする高齢者ボランティアポイント制度、げんきボランティア65では、送迎に係るボランティアの登録も予定されており、新しい介護予防、日常生活支援、総合事業の展開の中では、将来的ではございますが、今後ボランティア主体での移動支援の動きにもつながっていけばと期待しております。

これからますます進む高齢化社会に対応していくためには、行政主導による福祉サービスの提供には限界があります。住民参加の相互助け合いによる支援の仕組みづくりが大切なものになってくると思います。

また、かつては地域ごとに老人会があり、定期的に近所の高齢者の方が集会所などに集まっ

ておられたように、車などの移動手段を用いなくても歩いて行けるような身近な場所でサロンや集いの居場所を開設・運営できるよう、幅広く応援、支援していく施策も必要だと考えています。

今後は、幅広く高齢者の方々と話す機会を設けたり、アンケートを実施することなどにより住民のニーズを探り、住んでいる地域や高齢者の心身の状況に応じたサービスを提供できるように取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

[11 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、総務部長に再質問をしますが、部長が言われたように、ふれあい予約バスですけれども、予約による運行なので予約をしなければいけないとか、それから 30 分前に電話をしなければいけないということで、その 30 分というのも御嵩駅を出発する 30 分前だなということが私も利用して初めてわかったわけですが、やっぱりそういうことで、高齢者の方にはなればいと思いますけれども、やっぱり最初は難しいと思います。

これが導入されたときは平成 25 年当初でしたね。あちこちで、この時刻表、こういうのを持って行って説明会もかなりされたと思うんですけども、それ以降はそんなには説明会というのはないと思うんですけども、やっぱりそういう高齢者が集まれる場所、あっと訪夢や、ふらっとハウスや、老人憩いの家や、ぬくもりの家とか、筋トレ教室、自主運動教室などへ出向いて行って、これをぜひ直接利用される方に配っていただいて説明をしていただく機会、必要があるのではないかと思います。その点についてはどう思われますか。

これは担当者に聞くと、公民館にも置いてあるし、あちこちにも置いてあるよということなんですが、やっぱり置いてあるだけではなかなかこれを、じゃあ手にとってということはいじくと思うので、そのあたりのことを一度御検討ください。これについてはどうかということですね。

それから、先ほどから部長が何度も利用者の方や高齢者の方々に意見を聞く、自治会とかにも意見を聞くと言われますけれども、これはどうやってそういう意見を聞いていかれるのか。これについて全部アンケートをするというのも余りいい方法ではないように思いますけれども、これはどうやって利用者の意見を聞かれるかということをお尋ねします。

それで、最初に土・日運行のときでも、これは自治会から要望が上がっていないということ

ですけれども、実際に利用する人たちの声は、自治会がそれじゃあ土曜日も運行してほしいとか、そういうことというのは、高齢者は普通の日に利用すればいいから、土・日までとか、やっぱりそういうような、自治会に実際出ている方はそう思っている方も多いのではないかなと思うんです。なので、自治会からそういう要望というのは上げにくいと思うんです。バス停をどこかに設置してほしいとか、そういうのが自治会から上がってきたので何か所か設置したというのはあると思うんですが、そういう要望は出しやすいと思うんですね。ということで、本当に利用者の方や高齢者の方に実際どうやって意見を聞かれるのかということが2点目です。

それから、3点目で観光での利活用ということなんですが、鬼岩公園というふうに申しましたが、実は私はこれに乗ってラ・プロヴァンスまで行ってきました。驚いたのは、ラ・プロヴァンスの駐車場に停留所があるんですね。そこにあるということは、やはり観光客の方もそこに行ったらすぐ利用できる。プロヴァンスでお茶が飲めるとか、そういうことも念頭に入れて、そこに停留所をつくられたんじゃないかなあというふうに考えるわけですが、そのPRというのは十分にされているのかなということの一つ疑問に思いました。

これはこの間いただいた「観光基本計画概要版」という、ここの複合的な交通網の利活用というところで、域内を動き回る利便性の高い交通機能の連携、遊歩道、名鉄広見線、ふれあいバス、自家用車などと書いてありまして、このふれあいバスや予約バスを大いに利用しているということなんですが、そういった観光ということからしても、今ですとPRが余りなされていないのではないかな。

観光ということから考えると、先ほどの土曜日や日曜日の運行、せめて土曜日ですね。そういった運行も大いに取り入れれば、観光へのPRということにもつながるのではないかなと思いました。

それから4点目ですけれども、これ1つ、バスを当初買ったと思うんですが、バスについては今後どうしていくのかということが、もし今わかれば教えてください。

それから、先ほどからなか・みたけ線についても利用者や高齢者の意見や、自治会での協議をするというふうにおっしゃってみるので、この点についても、ぜひいろんなところで意見を聞いていただきたいと思います。

それからもう1点、最後のなか・みたけ線の中で、実はこんな意見を聞いたんです。なか・みたけ線は、最終は御嵩駅が3時30分です。そうしますと、名古屋に出かけていった方で、大庭台とか、そこへ帰ってこられる方は、最後、名古屋を2時15分の可児行きに乗らないとそのバスに乗ってうちへ帰れないんですね。2時15分に名古屋を出るというのは非常に早い時間に出なければいけないということで、利用しづらいというか、もう少しこれについても最

終便を遅くしてくれという意見があるので、これも申し添えておきます。

ですので、部長に質問は4点ですね。

それから、民生部長のほうにお尋ねをしますが、なかなか補助は難しいということですが、公共交通、足の確保は重要な課題なので、これから送迎ボランティアとか、それから柔軟な対応をできる体制づくりということで、これは期待しているところですが、先ほどちょっと最後に言われた、歩いて行けるとところにサロンの開設の応援とか言われましたが、こういったことも、この間の100歳まで元気の話合いのときに、やっぱり地域の高齢者の人たちが、私たちだけではなかなか、集会所があっても、もう年寄りばかりでとても集まる元気はないと。誰かがやってくれば、そこに行くことは、歩いて行けるけど、自分たちではなかなかそういうことはできないということ、これは実は津橋の方なんですけど、おばあさんたちが、ちょうど同じグループだったのでそうおっしゃってみえました。何かそういう地域でもっとサロンをやるとうような、そういったことについても支援を、気軽にそういったサロンがやれるような何か支援といいますか、呼び水といいますか、何かそういうことをこれから考えていかれるのか、その点について民生部長に1点、以上5点について再質問をいたします。

**議長（大沢まり子君）**

総務部長 加藤暢彦君。

**総務部長（加藤暢彦君）**

それでは、岡本議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1番目、高齢者とかへ説明会等の開催について、できるのかどうかというお話でございますけど、議員が御指摘のとおり、平成25年4月に新しいバス体系になるときに、これは老人の方とかに限らず広く一般町民も含めて、公民館とか自治会の集会所等へ行かせていただいて、数カ所、かなりの回数を説明に回った覚えがございます。

その後、当然いろいろ、やっぱりふれあい予約バスについては特にわかりづらいというのがありましたので、何回かお年寄りの方が集まる場所へ行かせていただいて、バス停を見ながら丁寧に説明をさせていただいたところでございます。

今、先ほど申しましたように、ふれあい予約バスは利用者が伸びておるというところで、最初、なかなか利用しづらいというところがあったんですけども、だんだん皆さんが乗ることによってなれてきて、利用者増にもつながったかなというふうに思っております。

ただ、聞きますと、やっぱりお年寄りの方で一度も乗ったことがない方というのは、乗り方がわからないというのがあるのかなというふうに思っておりますので、こちらについては、当然そういった御要望がありましたら説明に伺わせていただく用意はございますので、ぜひとも、逆に、ちょっと説明に来てよと言っただけだと大変ありがたいかなというふうに思ってお

ります。丁寧に説明していきたいというふうに思っております。

それから、2番目の意見聴取の仕方についてどうなんだということでございます。特に今申しましたように、ふれあいバス、ふれあい予約バスを御利用される方は高齢者の方が多いという中で、まず高齢者の方から御意見を聞くのが一番参考になる意見が聞けるかなという思いもでございます。あっと訪夢であったり、ふらっとハウスであったり、あるいはみたけ健康館の筋トレ教室の時間帯を見計らってでもいいですし、あるいは本日はらっしゃっていますぬくもりの家の方の会合とか、そういった席にお邪魔させていただきながら御意見を聞くということもやり方であるかなというふうに考えております。

それから、観光での利活用につきましては、今、PRの仕方ということでございますけれども、例えばラ・プロヴァンスにバス停があります。特に大々的にPRしているわけではございませんけれども、御嵩駅でおりて鬼岩へ行く、もしくはプロヴァンスに行きたいわということになれば、当然、御嵩の観光案内所でお聞きになります。その観光案内所の職員のほうに聞かれれば、そういう御説明をさせていただいておりますし、バスの時刻表、マップもそこに配置させていただいておる中で丁寧な説明をさせていただいておるところでございます。

基本、この観光というところでございますけれども、まずはふれあいバス、ふれあい予約バスは、地域の住民の足というのが大前提でございます。ただ、地域の住民の足がある中で、せっかく観光に来られた方もいらっしゃるの、その間というか、その言い方も変ですけど、乗っていただくことも可能なので、プロヴァンスであったり、あるいは鬼岩公園は前からバス停がございましたけれども、あと花フェスタの東ゲートのバス停であったり、あるいは今度の29年4月にはマリア像の前にバス停を増設しますので、そういったところにも行っていただけるようにということにつけさせていただいておるということでございます。

先ほど申されました観光基本計画にのっている件でございますけれども、そういった観光のことも含めながらということでございますので、今後、土・日運行についても、当然、検討していくということにはなるかというふうに思っております。

それから、バスをどうするかということでございますけれども、これはふれあいバスにつきましては、平成20年度に導入しております。来年度で9年目になるということでございます、いわゆる確定申告のときに使う耐用年数でいきますと、これは会計上は5年ということになっております。

運行事業者のほうからによりますと、9年をめどに更新をということを言っておるようでございます。ただ、実際は、整備・点検をきっちりやることによって利用年数はもっと延びておるということでございます。

東鉄さんにもちょっと確認をとらせていただいておりますけれども、東鉄の

ほうの車両でも、やっぱり9年ではなくて、13年であったりとか、長期間にわたって利用しておるといような実情もあるというようにお聞きをしておるところでございます。

回答は以上でございます。

**議長（大沢まり子君）**

民生部長 山田徹君。

**民生部長（山田 徹君）**

それでは、岡本議員の再質問、歩いていけるような近い場所でのサロンの応援といたしますか、そういったところで難しいという考えでございますけれども、もちろんお年寄りの方たちが御自分たちだけで考えていかれるとなりますと、なかなか限界はあると思います。ですので、そういったところにつきましては、今、地域のほうで介護予防の体操教室といったところも集会所を拠点としましてやっておられるような地域もございまして、そういったところへ働きかけたりとか、そういった地域資源となるような核となるような方、そういったところを今後探っていきたいと。

総合事業の中では、今後、協議体といたしまして各地域ごとに、生活支援圏域になりますけれども、お話し合いを今後進めていくということを考えておりまして、その中でも発掘、そういった中心となるような方々を発掘していきたいと思っております。

また、繰り返しになりますけれども、高齢者のボランティアポイント制度、これもことしの4月から始まるわけでございますが、そういったところへ登録された若い高齢者の方々の志を今後発掘、探っていきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

総務部長のほうの答弁では、十分これから意見を聞いていくということですし、民生部長のほうでは、柔軟な対応で体制づくりをしていきたい。送迎ボランティアというように、今後そういったこともあるということで、今後にまた期待をして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、ふしみこども食堂について質問をいたします。

平成28年4月からボランティアグループ、ふしみこども食堂が発足し、伏見公民館を拠点として活動を始めました。

こども食堂についてはテレビや新聞などで最近よく話題になっていますが、貧困対策というイメージがとても強いように思います。貧困といっても経済的貧困もあれば、地域での関係性

の持たない貧困もあります。関係性の貧困は、地域でつながりがとても薄くなっている人、地域でつながりが持ちにくい人たち、そして孤立しやすい家庭のことで、そういった方々は、なかなか表には出にくい問題をはらんでいると思います。関係性の貧困については、行政もなかなか実態がわからないのではないかと考えております。

ふしみこども食堂では、経済的な貧困という考え方ではなくて、地域とのつながりが持ちにくい人たちにも来ていただこう、みんなで御飯を食べるとおいしいねをコンセプトに多くの人たちがかかわって活動を展開しています。

この活動は、それぞれの人たちの居場所づくりにもつながり、居場所があるということで、それが生きがいや、やりがいにつながっていくのだなと思っています。

毎月2回、第1・3金曜日に伏見公民館を拠点として、お母さんが働いている親子や家族に食事を提供しています。基本的に子供さんは無料です。ボランティアの皆さんは、ほとんどが女性ですが、男性も何人かいらっしゃいまして、それぞれができることをやっています。食事づくりだけではなく、紙芝居や絵本を読んでもくれる方もあれば、子供たちと遊ぶために来てくださる方もあります。

食事づくりは午後2時ぐらいから調理を始めるわけですが、その前にいろいろな地域の方々がその日にとれた野菜を届けてくださいます。そして、早い時間帯には、近所の少し年齢の高い方々が入れかわり立ちかわり調理をしにやってきてくださいます。どの人も自分のあいている時間を提供しようということで公民館にやってきてくださるわけです。

そして、ほかにも個人的に寄附とか、お米や野菜やお菓子の提供もありますし、趣旨に賛同する事業者から肉類や油、お菓子などの提供もあります。公民館を中心とする地域の人たちで子供たちを見守っていこうという思いが広がっています。

私もボランティアの一人として参加していますが、まさにふしみこども食堂は、人と人をつなぐ役割を果たしているのだと実感をしています。

最近では新聞報道でも子ども食堂、子供の貧困という言葉をよく見かけるようになりましたけれども、この子ども食堂の動きですが、全国で広まっております。

いち早く取り組んでいるふしみこども食堂には、最近、視察のラッシュが続いています。御嵩町では、教育長がいち早く視察に来てくださっていますし、先般は御嵩町社会福祉協議会の方も来ていただきました。活動を始めて1年近くが経過し、公民館だけでなく、地域の民生委員の皆さんたちにも協力の輪が広がっていると感じています。

新聞報道によれば、2017年度、岐阜県は子ども食堂の活動に市町村を通じて補助金を出すということが書いてありました。県の補助金は、市町村を通じて運営費の半額程度を補助するという内容のようですが、これについては御嵩町はどうお考えでしょうか。御嵩町はその対象

にはならないのでしょうか。

一方、関市では、市が子ども食堂に 100 万円の予算をつけたという情報も聞きました。

御嵩町の福祉部局におかれましても、ぜひ現場を見ていただき、現状を知っていただいた上で、補助金についてだけでなく、この活動についてどのように考えていかれるのか、お聞きしますということです。民生部長、課長にも現場に一度来ていただきまして、ありがとうございます。そういった見ていただいた上で、今後、この活動についてどういうふうに考えていかれるのか、お聞かせをください。よろしく願いいたします。

#### 議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

#### 民生部長（山田 徹君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えいたします。

子ども食堂のルーツは、5 年前、東京都にある八百屋の女性店主が始めたもので、現在では全国 300 カ所以上で開かれているようです。その形態は多種多様ですが、一般的には、子供が一人でも利用でき、地域の方たちが無料、あるいは少額で食事を提供する場所とされています。所によっては食事の提供だけでなく、学校の宿題を教えるなど学習支援を行っている場所もあるとのこと。

さて、先ほど岡本議員のお話にもありましたけれども、先日、福祉課長や担当係長と一緒にふしみこども食堂を見学させていただきました。夕方の 5 時過ぎ、伏見公民館の料理教室では、数名の女性スタッフの方々がそれぞれの役割分担を持ちながら、てきぱきと食材を調理し、生き生きとした表情で御飯づくりを進められていたのが印象的でして、玄関前やロビーには小さなお子さんを連れた若いお母さん方数人が集まっておられ、大変にぎやかな様子でした。

その日の献立のメインメニューはおでんで、公民館の 1 階は、エプロンをつけたお手伝い姿の子供たちの喜ぶ声と、調理された料理の香りでのこやかな雰囲気が漂っておりました。聞いたところによりますと、食堂の食材調達方法は多岐にわたっており、企業からの応援や、地元の方が野菜を提供していただくなど、こども食堂に賛同していただく複数の方々からのいろいろなエネルギーをいただいているとのこと。

また、昨年 4 月に始まったふしみこども食堂の運営は、その立ち上げに御嵩町の地域づくり活動助成金交付事業を活用し、その活動の幅を広げているところと聞いております。この助成金事業を利用されれば、今後も平成 31 年度まで最大計 4 年間助成を受けることが可能で、順調な自主運営が進んでいるようで、地域のまちづくり、にぎわいづくりの観点では大変頼もしいと感じております。

議員の御質問にありました岐阜県による子ども食堂補助については、まだ要綱等が制定され

ていないようで、制度設計等、詳細なことは言及できませんが、聞き及んでいるところでは、その補助対象事業は、生活困窮家庭やひとり親家庭の子供への学習支援や、食事の提供等を通じた居場所づくりに対して補助するもので、あくまでも福祉的な観点からの補助事業であります。

また、御指摘の関市さんは岐阜県の補助制度を見据えているようで、これもまたひとり親世帯や貧困対策が対象となっているとのことでした。

厚生労働省の調査によれば、子供の貧困率は平成 24 年度で 16%を超えており、6人に1人が貧困であり、ひとり親世帯は、18歳未満の児童がいる世帯のうち7.5%を占め、その数値は両者とも年々増加しているところでございます。

御嵩町では、ひとり親世帯が現在 209 世帯、町内全世帯の割合にして 2.9%となっています。10年前と比較して 70 世帯、0.7 ポイント増加しています。

子供の貧困問題は、ただ単に経済的に苦しいといった問題ではなく、不登校や学力低下、虐待など、子供の成長にマイナスの影響を与えます。それは将来の社会保障の担い手や労働力を失うことにもつながり、社会にとっても大きな損失でございます。

このように、貧困率の上昇やひとり親世帯への対応策として、子ども食堂のような子供や地域住民が集える居場所づくりは、有効かつ有用な福祉の形態の一つだと思います。

現在のふしみこども食堂は、運営を開始してまだ1年ということで、今後は、例えば国等が推進しています学習支援や相談業務等々の事業展開に向けて活動内容の拡張に期待が高まるところでございますが、福祉行政としての補助や公的支援に関しまして、どこで線引きをしていくかについて慎重に今後探っていきたいと思っております。

将来的に子ども食堂が他の地域にも立ち上がって活動の場が広がり、その事業内容がひとり親世帯や貧困対策など福祉支援面で顕著に認められることなどとなれば、福祉部局での後押し、応援を検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔11 番議員挙手〕

**議長（大沢まり子君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

まず、先ほど言われた地域づくり活動助成金、確かにこれはまちづくり課のほうでいただいていると思うんですけども、とにかく立ち上げたばかり、1年たったわけですが、その手探

り状態の中で、ほかの市町、東京へ行ったり、それから子ども食堂をやっているところへ行って情報交換をしたり、そういうことの交通費だとか、講師を呼んで勉強会をやるということについて、講師代、講師の宿泊費、非常に手探りの中でお金がかかり、本当に子ども食堂の運営本体というよりはそういったことにまだお金がかかっている状態で、そういう中で、この地域づくり活動助成金というのはとてもありがたく使わせていただいていると思います。

それから、先ほど、まだなかなか行政としては支援は慎重にということなんですけれども、これは朝日新聞に子供の貧困とか、それから子ども食堂、こういったものが3回続いて、こういうふうに連載をされています。その中で東京のNPO法人の栗林さんという、これは非常に有名な方なんですけれども、こんなことをおっしゃっています。みんなで御飯を食べる居場所づくりが目的、そういうことをやっていれば、いつか子供からのSOSを受け取れるかもしれない。そして、行政と住民との定例連絡会がきっかけで困難を抱えた親子を行政が連れてくることもあると説明、民生委員に気になる子供を一緒に連れてきてもらっている地域もあるというふうに言っているわけですので、行政と私たちの民間団体が本当にもうまく連携をしていけるといいなあと思うわけです。

そこで、まず一番課題になるのが、実際、来られない人もいるとか、なかなかこういった情報が全ての人に届きづらいという状況がありますけれども、こういったことこそ行政のほうに何か支援をしていただいて、何とかいろんな方に広く情報が届くような、そんなことでまずは支援をしていただけたらいいのかなあというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうかとこの点が1点、それを答弁、お願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

民生部長 山田徹君。

**民生部長（山田 徹君）**

それでは、岡本議員の再質問、行政として子ども食堂をどのようにPRといたしますか、周知させていくかということでございますけれども、子ども食堂というものの運営には、やはり人と物とお金と情報等が必要になってくると思います。そのうち、情報につきましては、必要な部分につきましては福祉のほうで提供できる部分については提供していきたいと今後考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[11 番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

今後、うまく連携できるところは一緒にやっていけるといいなあというふうに思いますし、

協力できるところは協力するということですので、ぜひよろしく願いをいたします。

最後に1点、お願いで終わりたいと思いますが、町長にもぜひ一度ふしみこども食堂に足を運んでいただけたらなあと、それから森島参事様におかれましても、ぜひ一度おいでいただくとありがたいなあということを思っております。

これを要望いたしまして、質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

#### 議長（大沢まり子君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

次に、9番 山田儀雄君。

山田儀雄君の質問につきまして昼をまたぐ可能性もございますので、施政方針に対する質問については状況により午後になる可能性もございますので、あらかじめ御了承願いたいと思います。

#### 9番（山田儀雄君）

それでは、さきに提出しました通告書に従い、質問をいたします。

質問は、上之郷辺地総合整備計画の1項目についてお伺いをしたいと思います。

町では平成27年第1回定例会において御嵩町上之郷辺地総合整備計画、平成27年から平成31年までの5年間でありますけれども、上程がされまして、議員全員の賛成により可決した経緯があります。

この計画で示されました内容は、辺地を構成する区域に、従来からの綱木、小和沢、大久後、前沢地区に、新たに津橋、謡坂、小原、谷地区の4地区が加えられたこと。

具体的な整備計画では、1点目に道路施設の整備と修繕として、特に小原地内から国道21号線への連絡道路が土砂災害警戒区域に指定されていまして、過去に豪雨災害の被害があったことから、災害時の地域住民の安全な避難経路の確保と生活道路の利便性を図ることや、冬期の路面凍結によるスリップ事故が多発することから、新たに当該地区の西側を通る町道井尻・大久後線への連絡道路の整備が計画をされています。2点目には通学バスの更新事業が、3点目には観光に関する事業で、中山道を軸とした諸之木峠展望台とトイレ整備事業が計画されておりまして、この2つの事業につきましては、平成29年度に予算措置をされています。また、この事業ですけれども、事業が1年おくれたことの説明がございました。

この辺地総合整備計画は、交通案件や地理的、経済的な諸条件に恵まれず、他地域に比較しまして住民生活の利便性が著しく低い地域であり、こうした地域間格差の是正を図ることを目的として、町のほうで計画を定め、辺地対策事業債等により財政上の支援が行われる制度でありまして、町が策定する辺地総合整備計画に基づいて実施する公共的施設整備について、辺地対策事業債は充当率100%、元利償還金の80%が交付税に算入されることができ、今回の辺地

総合整備計画の事業総額は6億5,700万円であり、その財源内訳につきましては、特定財源が3億1,000万円、一般財源が3億3,900万円で、その全額を辺地対策事業債が予定してありますことから、その元利償還金の80%が交付税措置され、実質的な負担額は6,800万円となり、町にとって大変有利な財源でもあります。

1点目の道路施設の整備として、災害時の地域住民の安全な避難経路の確保と生活道路としての利便性を図ることから、連絡道路の整備計画については、平成29年度に測量設計と用地測量業務、平成30年度に道路新設工、31年度に道路改良工とありますけれども、新年度予算に測量設計と用地測量業務費が措置されていない状況にあります。特にこの連絡道路新設事業は、区域を構成する住民が一番期待されている事業であります。

この御嵩町上之郷辺地総合整備計画、5年間でありますけれども、既に2年が経過した中で方向性について、例えば計画どおり5年間で全ての事業を完了とされるのか、一部を変更、また繰り延べされまして次回の計画に盛り込まれますのか、今後について町長にお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

それでは、山田議員の御質問にお答えをいたします。

大変気になっておられるという部分であるかと思えます。町にとっても基本的には大事業になるということでもあります。前提として、この道路の必要性が町Aランクではないなという感想を私自身は持っておりますのは、孤立する集落が上之郷のあの地域のどこで出るのかと考えたときに、あの道路については日常的な利便性であるとか安全性であるとか、いろんな役を果たしていただけることになるんですけど、そういう意味での災害時の孤立集落を回避するという意味では、あの道路自体でなくても、全体的にループ状になっておりますので、そこは避けていくことができるであろうと考えております。ただ、辺地総合整備計画のほうでお約束はしておりますので、今後の方針として答弁をさせていただきます。

おっしゃるとおり、辺地対策事業債というのは大変条件のいい起債、いわゆる借金であります。災害関連の復旧の起債以外でいうと、有利さでは群を抜いて有利な起債であります。ただ、数字としては、毎年こうした借金をすれば、実質公債費、また実質公債費比率は上がってくるということにもなりますが、非常に内容がいい借金総額になってくるだけであるということは理解しておりますし、議員の皆さんにも理解をしておいていただきたいと、このように思います。

御質問の樋ヶ洞・井尻連絡道路の整備計画の目的も、やはりこの有利な財源を使って計画を

しておったものであります。

ここで、謝罪と申しますか、申しわけなく思っている部分について申し上げます。

本来なら庁舎については耐震化をする予定でありました。28年度に本格設計に入り、29年度、もう今ごろはその準備にかかっているという段階であったかと思えます。29年度、丸1年かければ何とかなるだろうということは思っておりましたけれど、耐震化を実施する予定でおりました。熊本地震の発生によってその予定が非常に大きく変わってしまったと言えます。それに合わせて基金も積み増してきたわけでありますので、もし耐震化だけであるとしたら、起債もしなくても手持ちの資金で十分できたと思っておりますけれど、残念ながら、熊本地震によって庁舎が被害を受けて仕事ができないというようなところが5カ所も発生したと。中には耐震化をしたにもかかわらず使うことができなくなってしまった庁舎もあるということが実態、実質的にわかってまいりましたので、御嵩町としても工事としてはかなりの大きな工事になる予定でありましたけれど、ここは耐用年数などを考えれば新築をしようということで、本来ならば財源的に補助金が出るのであれば補助申請もしてというような段階であったというふうに思いますが、これが一変したということをまず御理解いただきたいと思えます。

その中で樋ヶ洞・井尻連絡道路については、今回での、この5年間のスパンでの実施は見送らせていただくということにいたしました。理由は、今申し上げた庁舎など非常に大きな事業を抱えることになりましたので、その総額がつかめるまでいろんな事業についてはペースダウンをしていきたいと、このように思っております。

次の辺地総合整備計画については平成32年から36年、したがって、31年度に策定をするわけであります。31年度までに、この地域に対しての連絡道路についての必要性も十分議論した上で、その時点ではおおむね庁舎にかけるべく財源もわかってきていると思っておりますので、そのような対応をして実施に向けて考えていきたいと思っております。これは、昨年9月定例会で伏屋議員が伏見小学校について質問をされました。そのときに私がお答えをしたとおりの対応であります。同様に、庁舎移転を含めて全ての事業費が出た時点で財源の研究をした上で、どれだけの起債をしなければいけないのか、また毎年の実質公債費は幾らになるのか、これらを計算した上で、伏見小学校についても、この樋ヶ洞・井尻の連絡道路についても考えていきたいと、このように思っておりますので、大変申しわけなく思っておりますけれど、次なるスパン、5年間に何とか実施できるよう頑張りたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上であります。

〔9番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

9番 山田儀雄君。

**9 番（山田儀雄君）**

ただいま町長のほうから答弁をいただけたわけなんですけれども、庁舎を新築するという形にかじを切ったわけでありまして、私、ここで申し上げたいのは、確かに今年度も臨時財政対策債が2億9,000万円ほどありまして、これも交付税措置がされてくる。今の辺地対策債も総額的には3億どれだけで、実際は先ほど申し上げましたように6,000万円です。2億どれだけが交付税措置をされるという、何か担保があるような、あれはあれで一時的には実質公債費比率だとか、押し上げてくるということを思います。ただ、庁舎の方向性が決まって、大まかな予算的なものができましたら、ぜひ31年以降、5年間に何とか計画に盛り込んでいただいて実施をしていただきたい、こういうことを要望しておきます。よろしくをお願いします。

以上で、私のほうの一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は午後1時といたします。

午前11時53分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（大沢まり子君）**

休憩を解いて再開します。

町長の施政方針に対する質問を行います。

9番 山田儀雄君。

**9 番（山田儀雄君）**

それでは、今定例会の町長の施政方針について、さきに提出しました通告書に従い、質問をいたします。

質問は、庁舎建設に関する複合施設についてであります。

町長は施政方針の中で複合施設について、老朽化し、耐用年数を超えている中保育園と中児童館について、新庁舎の建設場所が決まってくることにより庁舎と併設が可能か否かで立地条件が決まってくるものであり、最優先で進めていきたいと述べられています。

新庁舎整備特別委員会の中間報告でも特別委員会で議論した求められる庁舎像として重要なポイントが全7項目ありまして、その中の2項目では、災害時の拠点となり得るスペースが確保できること、他の公共施設の集約・複合化を見据えた庁舎であることとあり、中保育園と中児童館についての建設計画については、現段階では、用地の問題もあろうかと思いますが、それでよいかと思えます。

ここで私がお伺いしたいのは、耐用年数が過ぎており、可茂消防事務組合において計画がなされています御嵩分署の建設についてであります。

以前から御嵩分署の建設場所選定については協議がなされてきました。そうした中で、昨年4月14日に発生した熊本地震を機に、町では災害対策本部となる現庁舎の耐震化問題を考えたとき、災害時の拠点として十分機能する新庁舎建設にかじを切ったわけであり、御嵩分署の併設については、用地の問題はあろうかと思いますが、今後の防災行政を考えたとき、併設は当然だと思っていました。

そうした中で、町長の施政方針の中では述べられておりませんが、この件についてどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

山田議員の可茂消防御嵩分署についての、私の施政方針の中で述べられていないという件に関しての質問にお答えをいたします。

大変タイムリーな質問をしていただきまして、ありがとうございます。何か打ち合わせをしたような、私が聞いてほしいなと思っていた内容でございました。

昨年12月になりますが、可茂消防事務組合の管理者である美濃加茂市長が任期の最終日ということで挨拶に来ていただきました。そこでのお話について述べさせていただきます。

実を申し上げますと、可茂消防御嵩分署については、御嵩町は既に複数カ所、五、六カ所であったと記憶しておりますが、用地の選定基準となる場所について提案をしていた状態でありませぬ。用地の買収については、可茂消防から御嵩町が委託を受けて、用地の買収については御嵩町が行うというお話で進んでおりました。

そうした中、昨年12月に御嵩町議会特別委員会から議長に対して、移設すべきという最終決定ということで提案がなされたということになりました。これも事務組合の管理者である美濃加茂市長も御存じでしたので、その話の中で、でき得れば御嵩分署についても同じ位置にさせていただきたいという要望が私に伝えられました。私自身も以前より一緒のほうがいいんじゃないかということは思っておりましたが、施政方針の中へ入れなかったのは、これは私自身に決定権があるものでありませんので、管理者である美濃加茂市長、また副管理者である可児市長を基本とし、組合議会がありますので、そこで決定していくという手順になるかと思っておりますので、私の一存で庁舎と併設したような形での位置にするということを断言する立場じゃないということで、施政方針の中には織り込まなかったというところでもあります。

一緒にやろうということになりますと、当然、御嵩町御嵩分署の次に予定されている消防署

がありますので、決めていただければ、そこで建設をするという準備に入っていたわけでありまして、庁舎と併設して云々という話になりますと、かなり用地も広大な用地になります。御嵩町の希望としては、できれば中保育園、中児童館も同じ場所にということを考えておりますので、かなり広大な土地が必要になってくるということでもありますので、それに時間が多分かかるだろうということで、順番が決まっているものを、早く決められるところがあるのであれば、そちらを先にやっていただいても結構ですよという返事もさせていただいたところで、管理者である美濃加茂市長もそれを了解したという状況であります。

そういう理由でありまして、御嵩分署について加えた形での施設の移転ということの可能性として構想しますと、御嵩町役場、中保育園、中児童館、そして御嵩分署と、4つの施設を同じエリアに持っていくことができる可能性が非常に高まったと考えております。

ただ、庁舎と、むしろ御嵩分署については選択した位置によって違ってくるということは申し上げておりましたが、庁舎と消防、いわゆる御嵩分署に関しては、これはワンセットで考えていきたいと思っておりますので、庁舎の位置を決めることによって自動的に御嵩分署の位置も決まってくると。中地区で余り偏ったところに決まってしまうならば、中保育園、中児童館は、これもワンセットでありますけれど、2つずつの施設になっていくという解釈をしていただけたらありがたいなと思います。

そういう意味では、1カ所に集中させようと思しますと、かなり広大な土地が必要になってきます。当然、用地費のほうは経費も含めて可茂消防のほうで御嵩分署についてはお支払いいただけることとなりますので、併設できるような形での用地の取得を今後御嵩町として目指してまいりたいと思っておりますので、議会の皆様にも御理解をいただきましてお手伝いをいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[9番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

9番 山田儀雄君。

**9番（山田儀雄君）**

ただいま町長の答弁の中で、やっぱり決定権は御嵩町にあるわけではないのでということと、断言できるものではないということがわかりましたし、ただ、思いとして、やはりこの庁舎ができる10年ぐらい前にあればできていると思いますけれども、そのときには、今の前の21号がバイパスのような役目を果たしてしまっていて、ここにできて、役場がここにあったわけなんですけれども、時代が変わりまして、バイパスができたということもありますので、庁舎があつて行くのかどうかわかりませんが、やはり庁舎と消防署は併設をしてという形で進めていただければありがたい、こんなふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

### 議長（大沢まり子君）

これで山田儀雄君の町長の施政方針に対する質問を終わります。

続きまして、3番 伏屋光幸君。

### 3番（伏屋光幸君）

議長の許可がいただけましたので、さきに提出した通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、御嵩町の視点を変えた地域活性化及び地域経済効果を生み出す事業転換構想についてですが、多くの観光客をターゲットにした道の駅の新設について、将来的構想をお伺いいたします。

やおつトンネルが開通して約4カ月が経過しました。八百津へ訪れる観光客、現在、ユネスコ世界記憶遺産登録申請中の杉原千畝、人道の丘にある記念館へ年間入館される方は、集計表によりますと、この集計表については2月に八百津町の観光課でデータの提供を受けました。平成12年度8月から3月までに2万4,182人、翌年の13年には2万5,446人の方であり、平成27年度には5万2,264人の方が来館されています。今年度（28年度）については、1月末現在で3万8,663人の方が入館されたそうです。

来館をされた多くの観光客の方は、東海環状線可児御嵩インターを利用されまして、下呂温泉、白川郷、高山、金沢方面を観光されるとお聞きしております。

御嵩町内を通過される多くの観光客に立ち寄りやすいのは道の駅だと思います。

そこで、1つ、みたけのええもん販売、数々の商品がありますね。現在、可児ッテでも一部販売中と聞いております。

2つ目として御嵩町神社・仏閣の紹介、一カ所一カ所にそれぞれの歴史があり、また重要文化財とか、知られていない伝説があると思います。

3番目、古民家の紹介、歴史のある御嵩、宿場町として栄えたころの建物、遺跡があること。

4番目として古墳の紹介、御嵩町には数々の古墳があります。

5番目として亜炭鉱廃坑の紹介、御嵩町には多くの亜炭採掘跡があります。これを紹介する。

それから、6番目としては御嵩町有林の紹介、みたけの森で自然散策を楽しむことができることのPR。

まだまだあるかと思いますが、御嵩町のまちづくり拠点になるかと私は思います。

今後、杉原千畝が世界記憶遺産に認定されることになれば、今以上にやおつトンネルを抜けて杉原千畝記念館へ行かれる観光客は増大することでしょう。行く前か帰りに御嵩に寄っていただく手段として、近い将来に道の駅新設を提案するものであります。

道の駅は、1993年（平成5年）、当時の建設省によって認定制度がつけられ、当初は103カ所からスタートしております。2016年（平成28年）10月現在のデータでは、全国1,107駅になっています。ちなみに、岐阜県下では、現在、55カ所の道の駅があります。

道の駅は一般道のオアシスで、道路を訪れる人に休憩機能、情報発信機能、地域連帯機能という3要素を持つことが期待されております。ロードサイドの商業施設と言われていますが、地域の商品、御嵩でいえばみたけのええもんの販売、観光拠点として御嵩町の観光を紹介、動画など地域活性化効果と地域経済効果を得ると思います。

道の駅、岐阜県は全国でも北海道に続いて2番目に多い県だそうです。一般の多くの方は、民間業者が地元の特産品など、便利な商業施設として営業していると思っている方が多いと思いますが、実は道の駅の8割は行政が設置しています。立派な公共事業の一つでもあります。岐阜県下55の駅のうち、県道沿いでの道の駅は17カ所存在しております。

そこで、この後、建設部長に質問をします。

1つ、道の駅を新設に当たり、国土交通省など、町に対する条件についてどのようなものがありますか。

2つ目として、御嵩町に道の駅を新設することは可能でしょうか。

町長にも質問をいたします。

私の提案について町長の政策的な考えをお尋ねいたします。以上であります。

#### 議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

#### 建設部長（伊左次一郎君）

町長が御答弁をなされる前に、私のほうから伏屋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問は、観光客の休憩場所「道の駅」新設についてと題され、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジから八百津町方面へ行き交う県道多治見・白川線の沿線に道の駅を新設する将来構想としての御質問、2項目であります。

道の駅とは、議員の御指摘のとおり、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、道の駅をきっかけに町と町とが連携して活力ある地域づくりをとるために行うための地域の連携機能の3要素をあわせ持つものであります。

御質問の1点目、道の駅を新設するに当たり、国土交通省など町に対する条件にどのようなものがありますかについては、主な条件として、1. 利用者が無料で24時間利用できる十分な容量を持った駐車場の整備、2. 利用者が無料で24時間利用できる清潔なトイレの整備（障害者用も設置）、3. 道路及び地域に関する情報を提供（道路情報、地域観光情報、緊急

医療情報など)、4. 文化・教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設の整備、5. 設置者は、市町村、または市町村にかわり得る公的な団体、6. その他の配慮事項として、施設と施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化などが条件となってまいります。これらの条件を満たした道の駅全体構想計画を市町村等が策定し、国土交通省へ、道路管理者、県道の場合は、岐阜県と相談の上、推薦をいただくと同時に、市町村が登録申請をし、登録を受ける必要があります。

御質問の2点目、御嵩町に道の駅を新設することは可能でしょうかについては、先ほどの道の駅としての諸条件を満たすことはもちろんですが、そのほかにも道の駅に適した敷地や環境、それに係る資金の調達ができれば、まずは可能と考えますが、開設には、道路利用者などが24時間利用されることから、近接住民の安全・安心を損なうことのないよう場所の選定には十分な配慮を要するなど、さまざまな観点から慎重な検討を重ねる必要があるものと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

#### 議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

#### 町長（渡邊公夫君）

それでは、ただいま露払いといたしますか、建設部長のほうから手続等についての答弁をさせていただきますので、私のほうから伏屋議員は政策的なお話ということで質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

現在、高速道路のパーキングエリアであるとかサービスエリアでは、国庫補助が主体となりまして、災害発生時に高速道路利用者のみならず、地域住民に対しても開放し、また使っていただくというような形で、その仕組みがかなり充実してきております。

道の駅も同様に考えてみようと思ひまして、実は防災コミュニティセンター建設の際に調べました。ある程度研究をしたわけですが、思いとしては、1階を商業用のサービス用の場としてはどうか、また2階を防災センター用の場所にしてはどうなのかということを考え、そのいわゆる財源の確保という意味で取り組んでみました。建設部長にもそのあたりの仕組みについては調べさせましたが、その際に大変多くのことがわかりました。

まず、登録を受ける道の駅にするには、かなりの用地の面積が必要となってくるという、防災センターをつくりました、あの用地の倍近くは要るのではないかとということがわかりました。

また、逆に、期待していた財源性の優位性というものはほとんどないと。認定されるだけの話になりますので、国交省から何らかの補助金がいただけるというような形ではないというのが、道の駅に関しては財政上、ほとんどが自前でやっていくということになります。

また、近隣、隣接にある民地、また民家の理解が得られにくい、合意形成がしづらいだらうということもあります。したがって、周囲に何も無いような広大な土地が条件になってくるといことになり、なおかつ財源的には優位性はほとんどないということがよくわかりました。

土岐市の志野・織部の道の駅であります、これは私が聞き及んでいるところでは、完全に民の側がやりたいということで、共同出資者のような形でかなり積極的に動かされた、このような話を伺ったことがあります。

逆に、可児ッテでは、建設の際に、そして財源の優位性も余りないものですから、資金調達に大変苦労された。可児市内の企業に声をかけられて、出資を随分市長がお願いをされた。その上でやっと決まったという裏話がありますので、そういう意味では事業としては大変な事業になってくるといことになります。

つくればいいというものではありませんので、その後の運営・経営についても大変重要なことになってくると。行政が全て補完していくということにはできませんので、いわゆる独立採算でやっていけるのかどうなのかということが問題になってくるかと思えます。

可児ッテについては、その経験を豊富にお持ちの駅長さんがお見えになりまして、この方が大変積極的に動かれるということで、いろんな人脈を通じてあらゆる商品を物品についても仕入れておられる。御嵩の野菜なども、かなり大量に可児ッテでも販売されておりますし、聞いたところによりますと、JA松本あたりがかなり協力しておられて成り立っていると。つまり、産地としてどこが重要かというよりは、商品をどれだけそろえて大量に売る体制が整うかということが大切になってくる、これでやっと経営が成り立っていくというものになってきます。

そういう意味で現実的に考えてみますと、建設の際の資金、そして経営、運営の資金ということを考えますと、御嵩町ではかなり厳しい状況になる、そのように考えておりまして、実は断念をしたところでもあります。

伏屋議員のおっしゃるとおり、八百津町が杉原千畝の命のビザを世界記憶遺産に登録ということで動くということがわかってから、トンネルの開通時期もおおむねわかっておりましたので、御嵩町としてかなりの観光客が八百津町へ来られるだろうと。特に可児御嵩インターを使う中での観光客が多く来られるであろうということは誰でもわかることですので、その観光客をどう誘導していくのかについて今も考えているところでもあります。

先ほど伏屋議員の紹介された観光、これは岐阜県も力を入れてみえます。「昇龍道ツアー」といこと、中部地方を縦断していくような形での絵が描いてありますけれど、これを昇龍道ツアー、また「郡郷ツアー」というのも人気があるそうです。これは、郡上の「郡」、  
「郷」は白川郷といこと郡郷ツアー、最後に各務原の大型店に寄って爆買いをしていくという流れがあるそうでもあります。また、敦賀を出発点としまして、千畝の足跡をたどるツアー

というのもあるようであります。

ただ、いずれにしましても、現段階では御嵩町を通過するだけの観光客になってしまいますので、どうこれを御嵩町に目を向けていただくか。通り過ぎるだけでは私も心穏やかではございませんので、その中のある程度の方に御嶽宿、伏見宿もあわせて見ていただけるような体制をとっていくということが必要であろうかと思っております。

アイデアについては皆さんにいつでも募集中ですので、ぜひお知恵を拝借したいと思っております。

ただ、これでことしの秋ぐらいには登録がなされる予定でありますので、かなり多くの観光客が訪れられるというのは非常に想像できます。ポイント、ポイントにどう御嵩町を紹介する看板を上げるのかと。多分千畝の、いわゆる八百津へ向けての案内板等も設置されるでしょうから、逆にその裏には御嶽宿を紹介するような形のものが私はふさわしいのではないかなと思っております。

これからしっかりと考えつつ、その中の何%かが一回御嵩町を見てみようと思われるような施策を講じていきたいと思っております。

これは、またそうした観光客を誘導した後の話になりますが、今、道の駅というより、「まちの駅」という言葉があります。これは訪れられた観光客が、まずトイレに困らないということ、ちょっと一息とって休憩するところ、そういうところがあると歩きやすい、訪れやすいというお話もあります。一番必要であるのはトイレということになりますので、ある程度のポイント、ポイントでは観光客が気軽に使えるようなトイレの設置などは視野に入れてまいりたいと、このように思っております。

どちらにしましても、八百津町とライバルではなく、可児市も含めて一体感を持った観光に取り組んでいくという、そういう時期になってきたなということも感じておりますので、ぜひいろんなところで声をかけていただいて、八百津町議会の方々とも非常に良好な関係が御嵩町議会は結べているようですので、そんな中での話もしていただきつつ、御嵩町に足を向けていただける方を一人でも多くしたいと、このような願いは伏屋議員も私も同じですので、その点についてよろしく願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

**議長（大沢まり子君）**

3番 伏屋光幸君。

**3番（伏屋光幸君）**

建設部長、それから町長さんには重要な意見をいただきまして、ぜひとも御嵩町を少しでもPRして、御嵩の町でお金を落とさせていただくように考えたいと思っておりますので、よろしくお願

いします。ありがとうございました。

#### 議長（大沢まり子君）

これで伏屋光幸君の一般質問を終わります。

続きまして、7番 安藤雅子さん。

#### 7番（安藤雅子君）

私からは防災リーダーの活動についての質問をしたいと思います。

防災リーダーにつきましては、平成 27 年第 4 回の定例会で高山議員、安藤信治議員も質問をしてみえますが、これを踏まえまして、防災リーダーの活動についての質問をします。

御嵩町では5年前より防災アカデミーを開催し、この取り組みのおかげで、現在、150 人の防災リーダーが誕生しています。

防災リーダーには意識の高い人が多く、行政任せではなく、自分たちがやれることは自分たちでやろう、いざというときに役に立ちたいという思いで頑張ってくださいっています。

4年前からは防災リーダーが中心となり、毎年9月に防災訓練を行っています。

また、昨年からは防災リーダー会も設立され、これからますます防災リーダーの活躍が期待されるところです。

防災リーダー会は、防災に関する研修や町民への防災の知識や技能の普及啓発などを行うことにより、自助・共助による町民の防災力向上を目的としています。目的を達成するための事業として、防災に関する知識や技能の普及、被害予防、災害発生時の応急対策、防災訓練の実施、防災資機材の備蓄に関することなどが掲げられています。

一方、町内の自治会には自主防災会が設けられており、防災機器や非常食を備えているところも多く、独自に防災訓練や防災対策に取り組んでいる自治会もあります。

地域での防災リーダーの活動は、地元自治会と協力して住民の方々に防災・減災の意識やノウハウを広げていくことが必須だと考えますが、現在、その協力体制がまだ整っていない自治会も多くあるように見受けられます。

自主防災会は、最初、自治会長を中心に始まったものだと聞いておりますが、始まった当時は、町内に防災リーダーはまだおりませんでした。

27 年の安藤信治議員の質問に対する町長の答弁でも、「自主防災組織の中心は、1 年交代の自治会長ではなく、防災リーダーだと考えている」と答えてみえるように、防災リーダーが自主防災会の役員の一となり、継続して活動することができれば、自主防災会の会長にとっては負担の軽減にもなり、自治会内の防災・減災の取り組みも、より進むのではないのでしょうか。そのためには、各自治会に防災リーダーがいることが望ましいと思います。

行政の努力のおかげで、昨年のお二人の議員の質問後、この1年間で防災リーダー会の発足

や、リーダー数の増、またリーダー不在の自治会数も上之郷が7から6へ、御嵩が6から5へと進んでおり、感謝をしているところではありますが、多くの自治会にリーダーがいるようになってきたのに、まだ不在である自治会があるという理由の中には、戸数が少ない、高齢化が進んでいるなど、単独で防災リーダーをつくるのが難しいという問題があると思います。

二、三の自治会が協力してリーダーをつくるという方法もありだとは思いますが、またリーダーの中には、多数の消防団員や町の職員、議員も含まれています。これらの人の力をかりるということも一手ではないかと考えますが、いかがでしょうか。今後、工夫を凝らして地域防災の仕組みが充実することを望みます。

また、これからの防災リーダーのフォローアップ事業について、4月から使用可能となる上之郷の防災コミュニティセンターを使って、災害時を想定したボランティアや救援物資の受け入れ訓練、またキッチンを実際に使った炊き出し体験、あるいは小さな地域を対象とした被害想定や、その際の避難対応や減災対策、家具転倒防止器具の紹介や有効な取り付け方の紹介、自力で取り付けることが難しい高齢者への対応になる出前取り付け、リーダーが地域で活動しやすいように活動メニューをみんなで作り、メニュー提供とともに活動仲間をつくれるようなシステムづくりなどをしてはいかがでしょうか。

質問というより提案が多くなりましたが、防災リーダーの普及について、今後の防災リーダーの活動の取り組みについてをお伺いいたします。

#### 議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

#### 総務部長（加藤暢彦君）

それでは、安藤雅子議員の質問にお答えをいたします。

質問は、防災リーダーの活動について大きく2つの御質問をいただいております。

最初の質問、全自治会への防災リーダーの普及は考えているのかについてお答えをいたします。

まず、本町の防災リーダーの状況について御報告をさせていただきます。

平成24年度に第1期生44名を認定し、平成25年度35名、平成26年度24名、平成27年度35名、それから今年度でございますが、第5期生34名、合計で172名の防災リーダーを認定しております。町外転出であったり、お亡くなりになったりなどの理由で、現在、御嵩町の町内に在住の方が150名いらっしゃるということで、この150名の方々が自治会での防災リーダーとして御活躍をいただいております。

しかし、町内の69自治会のうち、上之郷地区で6自治会、御嵩地区で5自治会、中地区で3自治会、伏見地区で8自治会、合計22の自治会には防災リーダーがお見えにならないとい

う状況でございます。

防災リーダー不在の理由といたしまして、議員御指摘のように、自治会の戸数が少ない、あるいは高齢化が進んでおるなどが考えられる自治会もございます。

町といたしましては防災リーダーを全自治会に設置したいと考えてはおりますが、単独での設置が難しい自治会もあるため、議員御提案のように、複数の自治会の連合による防災リーダーの設置ということも一つの方法として検討していきたいというふうに考えております。

また、比較的若い自治会員が中心となっておる自治会もございます。防災リーダーを置くことができると思われる自治会もあることから、こちらにつきましては、引き続き自治会に対し、防災リーダー設置について粘り強くお願いをしていきたいというふうに考えております。

自治会によっては防災リーダーを置きたくても置けない自治会もあると思いますし、今申しましたように、言葉は悪いですが、ただ単に面倒だから置かないという自治会もあるというふうに思っております。そこをしっかりと見きわめる必要があるかなというふうに考えております。

また、防災リーダーの方も年々年をとっていかれるわけでございますから、自治会の中から新しい人にまた防災リーダーになっていただくということで、常に新陳代謝を図っていくということも大事な事かなあというふうに思っております。

2つ目の質問、今後の防災リーダーの活動についての取り組みについてお答えをいたします。

昨年的高山議員、それから安藤信治議員の一般質問を受けまして、昨年3月10日に御嵩町防災リーダー会を立ち上げ、組織として各種防災対策事業が実施できる体制が整っておるところでございます。

昨年6月に第1回フォローアップ講座、それから9月に2回目、11月に3回目のフォローアップ講習をそれぞれ開催いたしました。

また、町の防災訓練への参加はもちろんのことでございますが、6月から8月にかけて、5回にわたり防災訓練計画会議を開催し、協議をしていただいたところでございます。

先日、2月21日に防災リーダー会議が開催されまして、その折に平成29年度の活動計画が示されたところでございます。今年度と同様に、町防災訓練の参加はもちろんのこと、防災訓練計画会議の開催や、フォローアップ講習を今度できます町防災コミュニティセンターで実施するという内容のものでございました。

また、新たな取り組みといたしまして、他自治体、これは瑞浪市、土岐市、恵那市、中津川市、それから可児市の防災リーダーの代表の方々との意見交換の場である東濃ネットワーク会議というものを立ち上げて、情報共有や課題解決につなげることも計画しておるというようにも聞いております。

また、3月25日に竣工式を迎えます町の防災コミュニティセンター、こちらの竣工式にも参加していただきまして、炊き出しであったり、非常用持ち出し袋、それから救急救命などの業務を担当していただくということで、イベントへの協力もお願いをしておるところでございます。

そのほか、会議の席上で防災リーダーの活動として、他地区とのつながりが弱く、横との連携の強化の必要性であったり、あるいは住んでいる地域の危険箇所の確認、それから自治会議を巻き込んだ自治会単位での防災活動、それから学校との連携、子供たちへの講習や研修、それから防災リーダーが存在しない自治会の解消などの活発な意見交換がなされておるところでございます。

町としましては、町の防災訓練の参加はもとより、リーダーの方々からの意見が出ました、各自治会での訓練の実施であるとか、危険場所の確認、それから子供たちへの講習会の実施など、自主的な活動もしていただきたいというふうに考えております。

また、町では、一般の防災リーダーの方々とは別に、高校生防災リーダーの養成も計画しております。平成29年度予算に計上させていただいておるところでございます。

高校生の方に防災リーダーとなっていただき、御嵩町の将来の防災リーダーになっていただきたいという思いもございます。計画では、高校は東濃高校の生徒で町内在住の生徒、15名を想定しておるところでございます。

29年度は東濃高校で実施いたしますが、御嵩町には2つの高校がございますので、希望がありましたら、また30年度以降になるかと思えますけれども、東濃実業高校の生徒にもぜひとも参加していただきたいというふうに考えております。

それから、話がちょっと変わりますけれども、現在、可茂管内市町村によります災害時相互応援に関する協定の締結について協議がされ、準備が進められております。内容は、避難所等施設の相互利用、それから食料、飲料水、生活物資、資機材の提供など多岐にわたっているようございまして、まさに災害時には相互に応援するというものでございます。

消防団員はもとより、防災士の充実、それから今申しました相互応援協定など、さまざまな施策によりまして町民の安心・安全を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員の皆様もぜひとも御協力をお願いいたします。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

本年度の予算にも入っていましたが、高校生にも防災リーダーをつくっていくということで、非常に今から楽しみにしております。

若い力というのはとてつもなく大きな魅力になりますので、ぜひ防災リーダーとして新しくできてきた高校生が地元の防災リーダーたちともコラボしながら、地元のそういう防災の活動の中で働いていけるような、そんな形になってくることを望みたいと思います。

また、せっかく防災コミュニティセンター、この4月にオープンになりますが、主目的は、多分災害時にはボランティアの受け入れとか、救援物資の受け入れになると思いますが、これも、いざその場で急にというと何かと、ええっ、こんなふうにはしか使えなかったのかというのが出てきたりすると思いますので、ぜひその防災リーダーの方たちにいろんな使い方をしていただいて、より有効に、実際のときによく役に立つ施設としてつくられていくようにということも望みたいと思います。

防災リーダー会にはこれからも多くの活動展開を期待しますが、恵那市の防災会で家具転倒防止、火災警報器の取り付け事業というものを行われました。これは高齢者対象に出前で取りつけに行ったわけですけれども、この際、苦勞したこととして、事業内容がなかなか理解されておられなかったということが上げられていました。

これから御嵩町でも防災リーダーが活動を進めていくに当たっては、多くの住民の方が防災リーダーを知っておいてくださるということがとても重要なことだと思います。町民の防災リーダーへの認知度というのはまだまだ低いように見受けます。行政からも、ぜひ自治会や町民に対して防災リーダーの役割の紹介やPRなど、大いに頑張ってください、官民協力で町の防災がより強化されることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### 議長（大沢まり子君）

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、5番 高山由行君。

#### 5番（高山由行君）

本日、最後の質問者となりました。私、23年に議員になりまして、しんがりは初めてということで、逆に上がっております。

防災についての質問が両安藤議員のほうから出ました。平成23年3月11日、もうすぐでございますが、この第1回定例会質問に当たりまして、毎年、やっぱり改めて防災・減災を忘れちゃあいかなあということをおもっております。まだ仮設住宅や、よその市町に住んでおられる方がたくさんおるといことで、早く帰れるといいなあという思いをしまして、この議会の

最後の質問にします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問を始めます。

今回は観光行政の1点に絞ります質問にしますので、よろしく御答弁をお願いします。

町長の施政方針にも観光の予算が上がっておりましたので、少し触れられておりました。先ほどの件も広域観光について少し触れられておりましたので、その点も含めまして、オーダーは総務部長にしておりますが、また町長から何か御意見がありましたら発言をしていただきたいと思います。

現在、パブリックコメントの提出期限も終え、平成29年4月より施行されようとしている御嵩町観光基本計画が最終調整の段階になっていると思います。私個人としましては、御嵩町に新たな観光施策の指針ができることは、手放しとは言いませんが、一御嵩町民として喜んでいるところであります。

国の観光振興の計画や政策、県の古田県政4期目の清流の国づくりの観光重点施策にどのように乗っていき、また御嵩町の第5次総合計画やみたけ創生！！総合戦略等、各種計画との整合性など、多方面、多角的に検討を進めていただいたと考えております。

思えば、過去においての大量生産、大量消費の時代においての場を提案、提供すれば、大量に人が来てくれて、大量にお金を落としていく時代も過ぎ、観光やまちづくりにおいてはアイデア勝負、生き残りをかけた自治体間競争になっており、御嵩町においてもまちづくり課を中心にいろいろなアイデアを出していただき、御嵩町を売り出し、御嵩町に人を呼び込む努力をしていただいております。まちづくり課だけではなく、企画課のほうでも地方創生のお金を使って、若手を中心に各課をまたいでいろいろなアイデアを出していただいております。

渡邊町政が平成19年に始まり、渡邊町長も観光施策を進めていく中、平成20年に御嶽宿を中心に御嵩町そのものを盛り上げようと御嶽宿地域再生構想を策定し、平成27年までの約8年間、いろいろなハード面やソフト面など努力していただき、ハード面として残ったもの、またソフト面の課題として残ったこと、いろいろあろうかと思えます。

約8年間、重点的に資金も人も投入していただき、平成28年以降は観光施策の方向性をどうするか心配しておりましたが、平成29年度以降の指針となるべき計画ができたということは、引き続き町民も行政とともにまちづくりを盛り上げていくことを幸せに感じております。

今後の観光行政について確認事項を中心に、直近の観光基本計画の件や、平成27年6月の第2回定例会における私の質問の答弁の確認等、質問をしますので、よろしくをお願いします。

総務部長にお伺いします。

1点目ではありますが、さきに申しましたが、平成20年に施行された御嶽宿地域再生構想や平成21年に発表された中山道御嶽宿地域景観等整備指針に沿って、約8年間にわたり御嶽宿

内の整備や人づくりに対し努力されてきたわけですが、今度の観光基本計画には、8年間の成果や反省が余り出てきていないように私は感じております。

本計画には、当然8年間の成果や反省が生かされていくべきですが、2つの構想と指針の検証はどのようにされたのか。また、計画の委託先にはどのように検証結果を生かすよう伝えたのかをお伺いします。

2点目であります。本計画は、平成29年度から平成33年度の5年間としてあります。その5年間とした根拠をお示しいただきたいと思っております。

平成20年の御嶽宿地域再生構想は、第4次総合計画の期間と合わせると明記してありますが、今回、この基本計画が5年間とした理由が私にはわかりません。短期間で地方創生交付金を集中利用しての事業展開だとも考えられますが、個人的にはもう少し長いスパンの計画でもよかったような気がしておりますのでお聞きします。

3点目、策定に当たっての人のかわりについてお伺いします。

私もみたけ地域活性化委員会のメンバーの一人としてワークショップやヒアリング等にかかわってきましたが、そのメンバーの一人の私が聞くのもどうかとも思いますし、いろいろな観光施策の当事者、議員の一人だということで、先ほど町長が申しましたが、自分のことは棚に上げてというふうになりますが、御嵩町民や各種団体の方には策定途中のいろいろな場面でかわり合いを持っていただきたいと思いますが、何度も前の再生構想の話を持ち出して申しわけありませんが、前のこの構想などをつくったときには、御嶽宿地域再生まちづくり住民会議を委員20名ほどで構成し、資料に示されているだけで19回の会議により、私はそのときには入っておりませんが、手づくり感が本当にあったと思っております。今回は策定期間が短かったのか、かかわった御嵩町民が少なかったと私自身は考えております。

3点目の質問の人、人材に関連しまして、以下の4点目としますが、平成27年の第2回定例会、6月2日の私の一般質問で、総合戦略の策定するとき、私が新たな御嵩町の観光施策全般を議論できる協議会の立ち上げの提案に対しまして、当時の寺本前総務部長の答弁内容では、今年度、御嵩町版総合戦略を策定し、地域活性化のため、向こう5年間の事業を展開していきます。地方創生の重要事業の一つである御嵩町の観光施策も大きな転換期を迎えています。したがって、60周年実行委員会、地域活性化委員会に限定することなく、御嵩町観光協会など、ほかの団体も含め幅広い町民の参画を得て、活発な議論ができる協議会の設立など、今後、検討していきたいと考えておりますとの御答弁でありました。観光基本計画にも各種人材育成の話は、当然書いてあります。その後、その協議会設立の話はどうなったでしょうか、それを4点目にお伺いします。

商工会青年部など、まちづくりに関し気持ちの熱い考えを持った若者もたくさん出てきてお

る、私を感じるのはそのように思っておりますが、いかがでしょうか。まちづくりプレイヤー不足をどのようにするかも含めてお答えいただきたいと思います。

最後、5点目に移ります。これは先ほど町長も八百津や可児の広域観光の点に少し触れておりましたが、広域観光について、策定業務委託の事業のオーダーにも広域観光周遊ルート策定のための準備、調査とありますが、当然、岐阜圏域、中濃圏域、近くの可児市や八百津町との連携等を考えていかななくてはなりません、先ほど少し町長も触れられておりましたが、御嵩町議会としましても、やおつトンネル開通に伴い、昨年11月、八百津町議会の皆様ともいろいろな話し合いができる場をつくり、両町の今置かれている現状の確認と、トンネルの開通や小和沢の橋の供用開始に伴う両町の協力体制の構築の話など、八百津町において議論してまいりました。今回は御嵩町でと約束してきましたけれど、今回は杉原リストの「命のビザ」ユネスコ記憶遺産登録確定後かなあとも私自身思っておりますが、議会のほうでも両町が観光施策においても連携できることを議題としたらどうかとも考えております。

以前、看板の件で谷口議員の一般質問でもありましたが、その後、広域観光の面から他市町村との連携を進めていく中で、その話は具体的な話が進んでいますでしょうか。県や近隣市町とどのように連携していくかをお示しいただきたいと思います。

最後になりましたが、私は渡邊町長の町政第2期観光行政の始まりだと思っております。メーンターゲットの外国人旅行者への宿の提供や、歴史に触れていただくビジネスモデルの確立など、まさに渡邊町政の3期目の言葉の「チャレンジ」そのものであります。細部にわたっての問題、課題は山積しておりますが、行政とともにまちづくりをしていく議員として明快な答弁をお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

**議長（大沢まり子君）**

総務部長 加藤暢彦君。

**総務部長（加藤暢彦君）**

それでは、高山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御嵩町は、観光面では中山道の御嶽宿、伏見宿といった2つの宿場町、それから景勝地である国定公園鬼岩、それから願興寺や商家竹屋など、歴史的建造物や文化財が存在し、観光産業を推進していく可能性は秘められているものの、観光資源を今後どう活用して滞在型観光につなげていくか、総合的、効果的な観光施策が求められているところがございます。

周辺の環境といたしまして、御嵩駅を起点とする中山道では、外国人観光客の来訪がふえつつあり、また八百津町においても世界記憶遺産候補である杉原千畝「命のビザ」が関心を集めていることから、連携を強化し、広域的な観光戦略を立てる必要があると考えておるところで

ございます。

こうした課題を解消するために、観光資源の有効な活用方法を検証し、地域内の官民協働や広域的な地域連携により、魅力にあふれ、かつ観光地域の将来にわたる効率的、有効的な観光地づくりに資するため、今年度、地方創生加速化交付金を活用させていただき、「日本一中山道に身を染められる宿場町」を基本コンセプトといたしまして観光基本計画を策定しておるところでございます。

この計画に基づき、観光客増加と消費拡大により、御嵩町の活性化と観光振興を通じた他圏域との交流の活発化、また町民の自信や地域愛着心の向上を図り、また観光事業者に限らず、より多くの町内事業者及び町民が御嵩町観光振興に関与できるように工夫し、さらには雇用を創出することで観光振興による本町の活性化を目指したいと考えておるところでございます。

それでは、質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問、御嶽宿地域再生構想、中山道御嶽宿地域景観等整備指針の検証並びに計画にどのように生かすように伝えたのかについてお答えをさせていただきます。

御嶽宿地域再生構想は平成 20 年 3 月に策定され、「見つめなおす街道文化 出あい・ふれあい・にぎわいのまち」をテーマに、平成 20 年度から平成 27 年度までのおおむね 8 年間の計画期間として、1 番目、駅周辺の拠点づくり、2 番目、魅力商品づくり、3 番目、町並み景観・にぎわいづくり、4 番目、案内サイン・マップづくり、5 番目、周辺環境の魅力づくり、6 番目、誘客戦略づくり、おもてなし、7 番目、人材・組織づくり、以上 7 つについて取り組むというものでございました。

中山道御嶽宿地域景観等整備指針は、御嶽宿地域再生構想に基づく具体的な取り組みを行っていくため、御嶽宿の景観形成の理念を「もてなしの心根と心意気を持つ人々がいる風景」とし、御嶽宿の町並み景観が「行きかい、集う人々とまち並みの空間が織り成す往時の雰囲気を感じさせる町並み」ということで、御嵩町の活性化を促す上で極めて重要な案件としておるところでございます。

観光基本計画策定段階におきまして、これらの検証について申し上げます。

これらの指針や構想の実現には、みたけ地域活性化委員会が重要な役割を果たしております。みたけ地域活性化委員会は、御嵩町と協働で御嶽宿のにぎわいづくりのため、主にイベント事業と景観づくり事業を実施していただいている団体であります。

先ほど説明いたしました御嶽宿地域再生構想、それから中山道御嶽宿地域景観等整備指針は、地域の住民を中心に策定されたもので、これを受けてみたけ地域活性化委員会が主体となり、平成 20 年より手づくりの景観修景プロジェクトをスタートさせました。

こうした取り組みが評価され、平成 23 年度には国土交通省の手づくり郷土賞を受賞、また

平成 24 年の御嶽宿を含む中山道岐阜 17 宿の「岐阜の宝もの」認定へとつながったものと考えております。

中山道御嶽宿地域景観等整備指針につきましては、御嵩町宿場町町並みづくり補助金交付要綱により、平成 25 年度より景観を再生していただく方に対し補助金を交付することで、現在のところ、5 件の修景を実施していただくことで指針に沿った町並み形成を行っているところでございます。

以上のことから、御嶽宿周辺のハード面の整備につきましては、両構想指針に沿った考え方により一定の整備がされたというふうに評価をしております。

また、みたけ地域活性化委員会につきましては、会の創設当時からメンバーも固定されているということから、さらなる会の活性化について期待をしておるところでございます。

観光基本計画を策定する際には、策定段階での打ち合わせの中で両計画の内容につきまして委託業者に伝え、実際に計画にも反映しておるというふうに思っております。

御嶽宿の中でも御嵩駅周辺を観光業務の拠点地区と位置づけ、先行的に拠点整備を実施するものとしております。

新年度予算で御嶽宿の中心部にあります柏屋を購入する予算を計上させていただき、その活用について、今後検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

2 点目の質問、この計画を 5 年とした根拠であります。観光を取り巻く環境は、刻一刻と変化しており、こうした状況に対処するため、計画期間を 5 年間とさせていただきました。

今後の大きな要因といたしまして、2020 年に東京オリンピックが控えており、国内外の観光客の動向に大きな変化があると考えられております。今回の計画については 5 年間ではありますが、観光振興による町の活性化につきましては継続していくべきものと考えております。ですので、5 年後の状況を見きわめ、また成果を分析した上で次の計画につなげていきたいというふうに考えております。

3 点目の質問、策定に当たっての人のかわりについてであります。今回の計画を策定した母体は、みたけ地域活性化委員会であり、策定段階では、兵庫県の丹波篠山地区の視察であったり、それに加えて、あしたも会議がございますけれども、3 回の委員会を開催しておるところでございます。委員会の開催は決して多くないかもしれませんが、活発な御意見をいただき、その意見を集約し、計画にも反映させていただいておるところでございます。

さらに、御嵩町観光協会、それから鬼岩観光協会、それから商工会さんにも計画を説明し、意見を伺っておるところでございますし、さまざまな分野で御活躍されている町を代表する方々、例えば移住者の方であったり、商店の経営者の方、それからみたけのええもの関係の方々など、延べ 30 人以上の方にインタビューをする形で御意見もいただいております。

また、よつてりやあみたけや、中山道往来、それから岩穴くぐりの参加者、それから外国人を対象とした「ウオーク・ジャパン」で御嵩町を訪れた外国人の方にもアンケートという形で、町民に限らず御意見をいただいております。アンケートの延べ人数は、1,347人から御意見をいただいておりますというところでございます。

次に4点目、新たな御嵩町の観光施策全般を議論できる協議会の立ち上げについてでございますけれども、こちらにつきましても、新年度予算におきまして観光まちづくりの人材を発掘するためのワークショップを行う予算ということで、これは委託事業でございますが、予算計上させていただいております。

この中でワークショップを開いて、20名以上の参加を目標にいたしまして、商工会青年部の方であったり、幅広く声をかけ、やる気のあるまちづくりプレーヤーを集めることで活発な議論をしていきたいというふうに考えております。

御嵩町の観光を活性化させるために、地元の熱意のある方々の協力が不可欠でございます。今回の観光基本計画を契機といたしまして、協議会の設立につきましては、こうしたワークショップに参加していただいたメンバーによるのか、あるいはまた、みたけ地域活性化委員会を母体にするかということも見定めた上で設立に進めていきたいということを考えております。

最後に5点目、広域連携の面から他市町村との連携を進めていく中で具体的な連携方法ということでございます。可児市や八百津町など隣接する市町村との観光資源を連携することにつきましては、魅力ある観光地域を創出する上で大変有効であると考えております。

今年度、既に進めている事業といたしましては、御嵩駅前の観光看板を杉原千畝の紹介や、それからアクセスについて表示することということで新しくさせていただいておりますし、可児御嵩インターから開通したやおつトンネルまでの区間を誘導する看板を設置するというようなことで連携を進めておるところでございます。

実施につきましては、八百津町の担当者と、これは電話を含めてでございますけど、10回以上の打ち合わせをさせていただいており、詳細に詰めておるところでございます。

それから、八百津町と実施する新たな事業についてでございますけれども、現在のところ、具体的な連携方法については実現には至っておりませんが、今後は、例えば名鉄広見線を活用したモニターツアーなど、新たな事業展開を検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、従来より瑞浪市とは、中山道往来、それから岩穴くぐり、福鬼まつり、こういったようなところで連携を進めておりまして、こちらは20回以上の打ち合わせをさせていただいております。

さらに、可児市も含め、今後も連携を推進することで、この地域の観光客の増加につなげた

いと考えておるところでございます。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。今後とも、まちづくりや観光振興に対しまして御理解と御協力をお願いいたします。

[5番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

5番 高山由行君。

**5番（高山由行君）**

部長のほうからいろいろと答弁していただきました。一生懸命やっていたいておるということで、私が入っている地域活性化委員会という言葉が何回も出てきましたので再質問しにくいわけですが、まず、この基本計画を5年にしたということが、僕、やっぱりどうしてもここがひっかかって、各種いろんな、御嵩町は基本計画というものがありますよね。最たるものが5次総なんですけど、やっぱり10年、その指針、御嵩町はどうあるべきかという、5次総も大変多くの方にかかわり合っていたきまして、議員もその中のメンバーに入っておるわけなんですけど、大体10年単位でつくって、5年で見直すというようなものがほとんどだと思います。

そのほかにもいろんなものが、森林整備計画やら環境基本計画、これに至っては20年のスパンでつくっておりますし、地球温暖化防止対策実行計画とか、一般廃棄物処理基本計画とか、各種計画があって、やっぱりどの計画を見ても基本線は10年ぐらいの単位で決めていて、その行動は5年単位で、3年単位で見直していくというような形が、なぜそういうふうにしてあるかというのは、多分私が思うに、町長さんや議員も、行政の執行部の方も含めて、5年先がおるかどうかということとはわからないですし、ここにおける執行部の方は割と年がいておりまして、私も議員じゃないかもわかりません。その一本芯の通った政策という面で、やっぱり1つ残していくという形で、10年ぐらいの単位でつくっておると思います。

町長がかわったときに最初に言った言葉が、理念は引き継ぐけど、政策は旬なものなけなだめだと、時代は変わっていくんだということを言っておりました。そういう面でも、私、5年じゃあ短いかなあと。5次総に寄り添ってやっていかないかなあという思いがあるのでこういう質問をしましたが、部長答弁で、5年後にしっかりと検証して、また新しい計画なり指針なりを決めていただけるという言葉信じて、その点は再質問はいたしません。

1つだけ、先ほど岡本議員さんちょっとふれあい予約バスの件で質問されておりました。私も観光のほうからもう一度お伺いしたいんですけど、広域観光というふうになると、やっぱり八百津町さんとの新たな道路が通って、橋が通って、上之郷回りもありますし、可児回りもありますし、広域連携というのは本当に大変になって、先ほどの土・日のふれあい予約バスの

運行をどうしていくかということも含めて、僕は先ほどの伏屋議員さんの質問じゃなしに、名鉄で来ていただいて、ここからいかに観光客が動いていってもらおうかということについていつも考えておまして、再度、土・日のふれあい予約バスのどうやって運行していくか、聞きたいと思っています。

**議長（大沢まり子君）**

総務部長 加藤暢彦君。

**総務部長（加藤暢彦君）**

まさかの質問でちょっと戸惑っておりますが、土・日運行につきましては、まず基本線をちょっと押さえていたと思いますけれども、現在、御嵩町がやっておりますふれあいバス、ふれあい予約バスは、先ほど私申しましたように、住民のための足というのが大前提であります。先ほども申しましたように、今は土・日運行はございませんけれども、平日のところでも、どうせならプロヴァンスであったり、マリア像であったり、そういった観光施設にも行けるようにバス停がつくってあれば、そこを利用することができるよということでございます。

それで、ちょっと考えなきゃいけないのは、ふれあいバスについても生活の足だよというのが大前提であるんだけど、そこに観光面をどうやって入れるかということについては、例えば本当に観光でという話になれば、土・日運行をしなければいけないんだろうなというふうに思っています。ただ、その辺については経費もございまして、それから当然町民の足でもあるということも考えると、総合的にいろいろ考える必要もあると。関係者であったり、事業者であったり、そういったところとも協議が必要かなというふうに思っておりますので、ちょっと今すぐというのはなかなか難しいことではございますけれども、そういった議論を踏まえた上で決めていくべきものだというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

[5 番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

5 番 高山由行君。

**5 番（高山由行君）**

先ほど申しましたように、観光施策のほうは平成 20 年にできて、1 期目が終わって、2 期目がこれで始まるんだということを私自身は思っております。新たな施策等、また広域観光の面からでも新たな出来事がたくさん出てきて、また考えていかなくちゃならないということで、また御嶽宿のほうの柏屋の件も当初予算に出ております。これから審議いたしますが、ぜひ町長も含めて新たな展開を期待しております。

それと、一番最初の検証のほうでぜひやっていただきたいのは、最後のメンバー表が基本構想の中に入っております。そのメンバーの顔ぶれを見ましたら、メンバーさんはこれで 10 年

ぐらいになると思います。つくったときには、よその宿場を見に行ったり、いろんな 10 回、20 回とやっておる中で、まだ皆さん、実は元気でおられます。そういう人を一回集合させて、やっぱりでかしたときには、策定委員というのは思い入れもありますし、一緒になって検証できたらなああと、私、地域活性化委員会の一人として思っております。各種計画や何かも策定されたメンバーの人が 10 年たっても残っていれば、その策定していたときに、割と熱い気持ちで計画なり、いろいろとつくっておると思いますので、そういう人たちを一度参集させてもらって、みんなで検証するというのも検証の方法の一つだと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

以上で質問は終わりますが、皆さんもぜひ御嵩町の観光のほうも一生懸命やっていただいて、私も協力しますので、ぜひ一緒にやっていきましょう。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで高山由行君の一般質問を終わります。

---

#### **散会の宣告**

**議長（大沢まり子君）**

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす 3 月 9 日の午前 9 時より開会します。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 27 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

